令 和 ６ 年

第４回神戸町議会定例会会議録

令和 ６ 年 ９ 月 ２ 日　開会
令和 ６ 年 ９ 月 12 日　閉会

岐阜県神戸町議会

令和６年第４回神戸町議会定例会会議録目次

第　１　号　（９月２日）

開会 …… ３

会議録署名議員の指名について …… ３

会期の決定について …… ３

議第42号から議第54号までについて（提案説明） …… ３

議第48号から議第54号までについて（委員会付託） …… ２７

散会 …… ２７

第　２　号　（９月11日）

開議 …… ３０

一般質問 …… ３０

小　川　榮　一　君 …… ３０

宮　嶋　健太郎　君 …… ３７

鈴　木　愛　子　君 …… ４６

散会 …… ５３

第　３　号　（９月12日）

開議 …… ５７

議第42号について（質疑・討論・採決） …… ５７

議第43号について（質疑・討論・採決） …… ５７

議第44号について（質疑・討論・採決） …… ５８

議第45号について（質疑・討論・採決） …… ５９

議第46号について（質疑・討論・採決） …… ５９

議第47号について（質疑・討論・採決） …… ６１

議第48号から議第54号までについて（討論・採決） …… ６２

議第55号及び議第56号について（提案説明・質疑・討論・採決） …… ６４

議第57号及び議第58号について（提案説明・採決） …… ６６

派遣第１号について（報告） …… ６７

派遣第２号について（採決） …… ６７

閉会 …… ６８

令和６年第４回神戸町議会定例会付議議案

議 第 42 号　地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例の制定について

議 第 43 号　神戸町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議 第 44 号　神戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議 第 45 号　神戸町水道給水条例の一部を改正する条例について

議 第 46 号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第２号）

議 第 47 号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議 第 48 号　令和５年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について

議 第 49 号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議 第 50 号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議 第 51 号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議 第 52 号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議 第 53 号　令和５年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議 第 54 号　令和５年度神戸町水道事業会計決算の認定について

議 第 55 号　（仮称）ごうど児童館改修工事の請負契約について

議 第 56 号　防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約について

議 第 57 号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議 第 58 号　教育委員会委員の任命について

派遣第１号　議員派遣について

派遣第２号　議員派遣について

令 和 6 年 第 4 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 1 号 ）

令 和 6 年 9 月 2 日 （ 月 曜 日 ）

議　事　日　程（第１号）

令和６年９月２日（月曜日）午前９時30分開議

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　議第42号　地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例の制定について

日程第４　議第43号　神戸町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第５　議第44号　神戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第６　議第45号　神戸町水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第７　議第46号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第２号）

日程第８　議第47号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議第48号　令和５年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10　議第49号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11　議第50号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12　議第51号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13　議第52号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14　議第53号　令和５年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15　議第54号　令和５年度神戸町水道事業会計決算の認定について

出席議員（１０名）

議　長	飯　沼　　満　君	副議長	小　川　榮　一　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
３　番	宮　嶋　健太郎　君	５　番	西　脇　博　文　君
６　番	林　　利　雄　君	７　番	宮　嶋　三　郎　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	副　町　長	金　指　義　樹　君

教育長	宇野秀宣君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河出真志君
民生部長兼 健康福祉課長	石原宏一君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土屋典生君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小野　健君	会計管理者兼 税務課長	藤井徳明君
まちづくり 戦略課長	和藤潤司君	住民保険課長	末村春美君
子ども家庭課長	清水利恵君	建設課長	堀　智君
産業環境課長	佐藤森行君	上下水道課長	立木正一君
教育課長	大坪由美君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹下政文	書記	前田有香

午前９時30分　開会

○議長（飯沼　満君）　皆さん、おはようございます。

先週の週末に台風10号が非常に迷走した形の中で神戸町にも近づいてまいりまして、非常に、雨、風はなかったわけですが、雨の被害が大きかったということで、神戸町においても、また近隣市町におきましても甚大な被害を及ぼしたと。神戸町においては洪水警報が出まして、一部の地域が避難命令が出されたということで、長い議員経験の中では初めてのことではないかなというような思いですけれども、神戸町においては大きな災害はなかったわけですが、近隣市町において、結構床上浸水等もあったようでございまして、被害に遭われた皆様方におかれましては、早期の復旧をお祈りしております。

では、ただいまから令和６年第４回神戸町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯沼　満君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、会期を通じ、７番　宮嶋三郎君、９番　宮川一美君の御両名にお願いします。

会期の決定について

○議長（飯沼　満君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から９月12日までの11日間にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月12日までの11日間に決定しました。

議第42号から議第54号までについて（提案説明）

○議長（飯沼　満君）　日程第３、議第42号　地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例の制定について、日程第４、議第43号　神戸町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第５、議第44号　神戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第６、議第45号　神戸町水道給水条例の一部を改正する条例について、日程第７、議第46号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第２号）、日程第８、議第47号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、日程第９、議第48号　令和５年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議第49号　令和５年度神戸町

国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議第50号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議第51号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議第52号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、議第53号　令和５年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、議第54号　令和５年度神戸町水道事業会計決算の認定について、以上13議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　おはようございます。

９月第４回議会定例会、ただいま会期を本日より12日までの11日間と御決定をいただきました。会期中の委員会審議等を含め、よろしくお願い申し上げます。

今年の夏は、連日猛暑日を記録する中、熱中症警戒アラートも頻繁に発出するなど、大変厳しい夏となりました。

また、先月８日には日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、気象庁より南海トラフ地震臨時情報として、初の巨大地震注意が発表されました。日頃からの地震に対する備えも周知徹底してまいります。

また、先週から非常に強い台風10号が九州に上陸、日本列島を迷走し、各地で大きな被害をもたらしました。神戸町においても、一昨日、大雨洪水警報が発令され、杭瀬川及び奥川の水位が上昇し、氾濫の危険性があると判断し、新西保及び更屋敷の一部８世帯24人にレベル４の避難指示を、また新西保区67世帯169人にレベル３の高齢者等避難を町として初めて発令いたしました。

幸い、人的・建物被害もなく、安堵したところでありますが、町といたしまして、今回の災害対応を十分に検証し、これから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、引き続き常に気象情報、河川水位情報等を注視しながら、タイムラインに応じた万全な体制を取ってまいります。

さて、本年度も上半期が経過しようとする中、本年度の諸事業につきましては、議員各位の格別なるお力添えをいただきながら、予定いたしております各事務事業におきまして、順調に進めているところでございます。

それでは、開会に当たり、今年度の主要事業の進捗状況及び一般会計補正予算等を中心に、その大要について御説明申し上げます。

初めに、６月議会において御議決いただきました神戸小学校屋内運動場改修事業につきましては、夏休み期間を中心に空調設備、防水工事等を進めてまいり、10月末の完成を目途に進めております。

次に、防災行政無線設備更新事業については、先日入札を執行し、今後、令和７年度までの２か年継続事業で進めてまいります。また、（仮称）ごうど児童館改修工事においても、明後日４日に入札を予定しており、先ほどの防災行政無線更新事業と併せ、今議会最終日に工事請負契約の議案を上程させていただく予定であります。

町道整備関係では、複数年での継続事業としております丈六道神戸８号線、通称神戸街道舗装修繕事業については、既に入札を終え、現在、工事施工業者が現地調査を進めており、今月下旬より現場着手する予定でおります。

また、社会資本整備総合交付金事業を活用し、複数年での継続事業で進めております北一色南方１号線道路改良事業や町単事業で進めております西保村東道路改良工事については、現在、工事発注に向け、設計、積算等を進めている段階でございまして、今年度の計画分の着実な執行に努めております。

次に、公共下水道事業につきましては、今年度は瀬古地区の面整備を中心に、６月議会におきまして御議決をいただきました２つの工区を含め、施工延長約3,700メートルの下水管布設工事を６つの工区に分割し、既に発注を終え、今年度末の供用開始に向け計画的に進めております。

また、この下水道布設工事に併せて、上水道管の耐震管への布設替え工事も既に発注しております。いずれの工事も小・中学校の通学路や地域住民の生活道路等でありますので、関係機関との情報共有を図りながら、安全には十分配慮し進めてまいります。

さて、今回の一般会計補正予算でありますが、歳入歳出それぞれ２億8,500万円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を80億6,400万円とするものでございます。

主な内容といたしまして、総務費では、児童手当拡充に伴う児童手当システム改修委託料のほか、現在借地であります中央公民館西側駐車場の購入に伴う不動産鑑定評価業務委託料を、民生費では、６月補正で計上いたしました物価高騰対応重点支援給付金の不足に対応するための追加分や後期高齢者医療の過年度療養給付費負担金及び安八郡広域連合の過年度低所得者保険料軽減補助金等を、衛生費では、10月より定期接種となります新型コロナウイルスに係る予防接種委託料等を計上しております。

農林水産業費では、国営西濃用水第三期土地改良事業の工事設計委託料及び農業施設整備に係る工事請負費を、商工費では、ごうどＰａｙを活用したデジタル版及び紙版のプレミアム商品券発行事業に係る経費を計上し、土木費では、町内道路維持補修関係の工事請負費及び県営事業負担金を、また教育費では、県重要文化財日吉神社本殿の修繕に対する補助金のほか、図書館空調設備及び給食センターエコキュートの修繕工事等を計上させていただいております。

そのほか、各款におきまして、４月人事異動等に伴います町職員の人件費関係の不足分につ

いて、それぞれ増額をお願いいたしております。

なお、これに見合う歳入でありますが、各事業に伴う国・県支出金のほか、前年度繰越金の一部及び寄附金、またプレミアム付商品券の販売収入等をもって充て、歳入歳出の補正予算を編成したところでございます。

以上が令和６年度一般会計補正予算（第２号）の概要であります。

このほかの議案では、国民健康保険特別会計の補正予算、また地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例の制定のほか、３本の条例改正、さらに令和５年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定並びに水道事業会計決算の認定等、合わせて13議案を上程いたしております。

各議案の詳細につきましては、この後、副町長、担当部長及び会計管理者より説明いたしますので、格別なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、方針説明とさせていただきます。

今議会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯沼　満君）　副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　改めまして、おはようございます。

それでは、町長の方針説明を受けまして、本日定例会に提案させていただきます13議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第３、議第42号　地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例の制定についてです。

地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づき、地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、地域の成長発展の基盤強化を図るため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第19号　地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例。

以下、第１条の趣旨から２ページ下段の第８条の委任並びに３ページにかけての附則から成る条例であります。

この次のページには、附則の中で一部改正を行います神戸町企業立地促進条例の新旧対照表が、最後に条例の概要がつけてございます。そちらで御説明をさせていただきたいと思います。

地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例の概要です。

今回制定をいたします条例の内容でございますが、まず第１条では、趣旨として、１行目の終わりの部分からになりますが、略称、企業立地促進法の改正法として、地域経済牽引事業の

促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、略称、地域未来投資促進法が平成29年７月に施行されています。西座倉土地区画整理事業をはじめとした企業誘致に対しまして、神戸町として強力に推進していくため、税制による支援措置として、固定資産税の特例措置、いわゆる課税免除を行うことに関し、必要な事項を定める旨、規定をしております。

第２条の定義では、この条例で掲げる用語として、地域経済牽引事業、促進区域、対象施設について、その定義を規定しております。

なお、新条例の対象となります施設は、土地・家屋・構築物の取得価額の合計が１億円を超えるものとなります。

その下、第３条では、固定資産税の課税免除の事業について規定をしておりまして、岐阜県の承認を受けた地域経済牽引事業で、国の課税特例の確認を受けた承認地域経済牽引事業に対して、３年間に限り固定資産税の課税を免除するものであります。

第４条の適用除外では、神戸町の既存の独自条例であります神戸町企業立地促進条例の規定による工場等設置奨励補助金を受ける者については、この新条例の適用を受けることができない旨、規定をしております。

続いて、裏面にかけまして、第５条の申請書の提出等から第７条の課税免除の取消しまたは停止では、申請手続をはじめ、変更事項の届出や課税免除の取消し等、事務の手続全般について規定をしております。

最後、第８条の委任では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

６の附則として、この条例は公布の日から施行するものとし、附則の第２項では、神戸町企業立地促進条例の一部改正を行っております。

この町の独自条例であります神戸町企業立地促進条例の第３条の中で、事業者に対しての奨励措置として、２つの奨励金、１つは工場等設置奨励金、２つ目として雇用促進奨励金、この２つの奨励金を規定しております。先ほど第４条の適用除外のところで御説明いたしましたように、今回制定いたします新条例に即して固定資産税の課税免除を受ける事業においては、工場等設置奨励金は対象外となります。しかしながら、新規雇用に対する雇用促進奨励金については対象とするため、所要の改正を行うほか、文言の整理を併せて行っております。

なお、これ以下、下段の部分には、参考として、今回制定いたします新条例の適用を受ける事業に対しては、神戸町から固定資産税の課税免除のほかに、ここに記載のように、国や県等から様々な支援措置を受けることが可能となっております。さらにその下には、この事業を受けるための承認要件についても記載をしております。後ほどお目通しをいただければと思います。

続いて、日程第４、議第43号　神戸町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に

ついてです。

神戸町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第20号　神戸町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町福祉医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号ア中「第２条の４第７項」を「第２条の４第６項」に、「第２条の４第８項」を「第２条の４第７項」に改め、同項第４号ア中「第２条の４第８項」を「第２条の４第７項」に改めるものであります。

附則として、この条例は令和６年11月１日から施行するものであります。

引用条項が変更になったため、その整理を行う改正のみであります。

なお、この次に新旧対照表がつけてございますので、御参照いただければと思います。

次に、日程第５、議第44号　神戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、国民健康保険法の一部改正に伴い、関連する規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりいただき、神戸町条例第21号　神戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

神戸町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。その次には新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

神戸町国民健康保険条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和６年12月２日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法の一部が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

２．改正の内容は、第22条関係で、罰則についての改正でありまして、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定を削除するとともに、引用条項の変更に伴う整理を行うものであります。

３．附則として、この条例は令和６年12月２日から施行するものとし、経過措置として、この条例の施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令等の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例によるとするものであります。

次に、日程第６、議第45号　神戸町水道給水条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、水道事業の健全な経営を維持し、必要な財源を確保することを目的として、水道料金を令和７年４月１日から引き上げるため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第22号　神戸町水道給水条例の一部を改正する条例。

神戸町水道給水条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。その次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。こちらを御覧いただきたいと思います。

神戸町水道給水条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨は、水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給すること、また老朽施設の更新等を計画的に進める上で必要な財源を確保することを目的として、水道料金を改正するため、所要の改正を行うものであります。

２．改正の内容は、第22条関係の水道料金の改正でありまして、値上げの改定率を20％とし、令和７年４月以降の使用分から適用できるよう料金表の改正を行うものであります。あわせまして、現行の消費税込みの表記から消費税抜きの表記に改めます。

３．附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するものとし、経過措置として、施行日前（令和７年３月31日以前）から継続して使用している場合には、施行日以降最初の検針日の翌日からの改定後の水道料金を適用してまいります。

なお、最下段には、参考として、改定料金のスケジュールにつきまして記載をしております。

○議長（飯沼　満君）　提案理由の説明中ですが、ここで休憩をしたいと思います。10時20分まで休憩します。

午前10時00分　休憩

午前10時20分　再開

○議長（飯沼　満君）　休憩を終わり、会議を続けます。

引き続き提案理由の説明がございます。

副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　それでは続きまして、日程第７、議第46号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第２号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和６年度神戸町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億8,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,400万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、７ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費の835万円は、節２給料以下、職員手当等及び共済費、それぞれ正職員の人件費関係の増額であります。

なお、この後、それぞれの予算科目において職員の人件費関係で増額をしておりますが、今回は不足分のみの計上で、総額では1,730万円となっております。来年３月の最終の補正予算で精算をいたし、不用額は減額する予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

その下、目２人事管理費では、節12委託料で30万円の補正です。児童手当の拡充に伴いまして、職員の給与システムの改修委託料であります。このシステム改修に伴う国の補助率は10分の10であります。

その下、目３会計管理費の120万円は人件費分。

目４財産管理費では、節12委託料で25万円の補正です。現在、中央公民館の利用者や職員の駐車場として利用しております借地について、場所については中央公民館西側のマンション南側部分の土地でありますが、土地購入する方向で手続に入りたいと考えております。そのための不動産鑑定評価業務委託料の計上であります。

なお、当該土地につきましては、今後は防災備品等を備蓄する倉庫の設置場所として活用していくことを検討しております。

次に、項２目１企画費の80万円と目４交通安全対策費の25万円は、いずれも人件費分であります。

おめくりをいただき、８ページをお願いいたします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費では、節18負担金補助及び交付金で3,600万円です。これは、６月議会の補正予算において御議決いただきました国の低所得者支援及び定額減税補足給付金に係ります物価高騰対応重点支援給付金の交付額に不足が生じましたので、追加計上させていただいております。

内訳は、105、新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税となる世帯分については、１世帯当たり10万円を給付するものですが、令和６年度の住民税の賦課が完了いたし、給付する世帯が確定したため、当初の見込み分からの不足分、110世帯、1,100万円を計上しております。その下、107、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付として、こちらも当

初の見込みからの不足分、2,500万円を補正するものであります。なお、これら物価高騰対応重点支援給付金に係る経費は、国庫補助率10分の10であります。

その下、目２老人福祉費では、節18負担金補助及び交付金で21万円です。令和５年度の低所得者保険料軽減補助金の精算分として安八郡広域連合へ支払うものであります。

その下、目７後期高齢者医療費では、節18負担金補助及び交付金で38万円の計上でありまして、令和５年度の療養給付費負担金の精算分として県の後期高齢者医療広域連合へ支払うものであります。

次に、項２児童福祉費、目２児童措置費では、全体で170万円の計上です。こちらは、国のこども未来戦略に基づきまして、この10月分以降の児童手当の制度の拡充、具体的には、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長などに対応するための事務に関します経費を計上しております。

その内訳は、節10需用費の５万円は、事務用品等の消耗品費に２万円と新たに支給対象となる方への申請書などの印刷製本費に３万円、節11役務費の25万円は、通信運搬費として、申請書等の郵送代であります。節12委託料の140万円は、児童手当の制度拡充に伴う行政情報センターへのシステム改修委託料であります。なお、これらの経費についても、国庫補助率10分の10であります。

９ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費の40万円は人件費分。

その下、目２予防費では3,330万円の補正です。節12委託料の3,200万円は、予防接種委託料として、この10月から接種開始を予定しております新型コロナワクチンの令和６年度接種分の委託料として、2,400人分を見込み計上しております。

なお、今回、この令和６年度のワクチン接種から、これまでの国の全額補助の制度は見直しをされております。今年度からは、高齢者の定期予防接種に位置づけ、インフルエンザの定期接種と同様の扱いで実施されることとなりました。対象者は65歳以上の高齢者等で、10月から年度末にかけて、医療機関において個別接種を行ってまいります。今回の積算根拠といたしましては、概算で１人当たりの接種費用が今年度は１万5,300円程度と見込まれております。神戸町といたしましては、従来までの高齢者のインフルエンザのワクチン接種の自己負担額や郡医師会との調整等、さらには他市町の状況を鑑みまして、自己負担額を2,000円と想定しております。なお、残りの部分については、町が助成をしてまいります。また、この接種費用の一部、１人当たり8,300円が、国から基金団体、ワクチン生産体制等緊急整備基金を通して、助成金として交付される予定であります。

その下、節18負担金補助及び交付金130万円は、新型コロナワクチンの予防接種に係る健康

被害給付金です。予防接種法に基づいて、ワクチン接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると国が認定をした対象者に対し、救済措置による給付金を支払うものであります。新規で認定された方１件分での計上であります。なお、全額が国の補填対象となっております。

続きまして、款６農林水産業費、項１農業費、目２農業総務費の240万円は人件費分。

その下、目５農地費では1,030万円の計上です。内訳は、委託料530万円は、西濃用水第三期土地改良事業に伴います道・水路の改良工事の基本設計委託料、節14工事請負費の500万円は、農業施設整備工事費の計上でありまして、農地等の防災保全対策として、東部地区の排水路改良工事を実施してまいります。

おめくりをいただき、10ページをお願いいたします。

款７項１商工費、目２商工業振興費では、節12委託料で１億4,400万円の計上です。地域経済の活性化並びに物価高騰による家計支援の両面を目的として、商品券の販売収入の１億円分とプレミアム分と事務費の4,400万円を合わせまして、商品券発行支援業務委託料として計上しております。今回は、販売額を、ごうどＰａｙのデジタル版で6,000万円、紙版で4,000万円、合わせて総額１億円、プレミアム率を20％とし、総発行額を１億2,000万円で事業を進めてまいります。

その下、目３観光費の50万円は人件費分。

続いて、款８土木費、項２道路橋りょう費、目１道路維持費では、節14工事請負費で1,000万円の計上です。緊急性の高い道路の維持補修工事費であります。

その下、目２道路新設改良費では、節18負担金補助及び交付金で2,000万円です。県営事業の確定によります町の追加負担分であります。

次に、項４都市計画費、目１都市計画総務費の140万円と11ページ上段の款10教育費、項４社会教育費、目１社会教育総務費の200万円は、いずれも人件費分です。

その下、目６文化財保護費では、節18負担金補助及び交付金で16万円の計上です。文化財保護補助金として、県重要文化財の日吉神社本殿部分の雨漏りの修繕に対する補助金であります。なお、県の補助率はおおむね２分の１であります。

その下、目８図書館費では、節14工事請負費の800万円は、館内の空調設備の一部に不具合が生じておりますので、その改修工事費の計上であります。

次に、項５保健体育費、目１保健体育施設管理費では、節17備品購入費に10万円です。指定寄附金による体育施設用備品の購入費用に充てるものであります。

次に、項６学校給食費、目１学校給食センター費では、節14工事請負費の300万円は、お湯をためるエコキュートユニットの運転に不具合が生じているため、修繕をするものであります。

以上が歳出の説明とさせていただきます。

続いて、５ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款14国庫支出金、項１国庫負担金、目２衛生費国庫負担金、節１保健衛生費負担金の130万円は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金で、歳出のところでも申し上げましたように、予防接種による健康被害が生じた場合の救済措置のための負担金であります。国による全額補填となっております。

その下、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費補助金で3,600万円。こちらも歳出のところで申し上げましたが、物価高騰対応重点支援臨時交付金として給付金を支給するものでありまして、その全額が国庫補助金であります。６月の補正予算に計上した不足分の計上でありまして、内訳としましては、003、新たに住民税が非課税世帯並びに均等割のみ課税世帯への給付金分として1,100万円と、その下、007、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付分として2,500万円の計上であります。その下、節２児童福祉費補助金の200万円は、制度の拡充がされます児童手当の事務費分に係ります子ども・子育て支援事業費補助金であります。こちらも全額が国庫補助であります。

次に、款15県支出金、項２県補助金、目６教育費県補助金、節３社会教育費補助金の10万6,000円は、県指定文化財保護事業費補助金で、日吉神社本殿の雨漏りの修繕に対する補助金で、県の補助率はおおむね２分の１であります。

６ページをお願いいたします。

款17項１寄附金、目４教育費寄附金の10万円は、保健体育寄附の指定寄附金を受けましたので、体育施設の備品購入費に充てるものであります。

その下、款19項１目１繰越金は、令和５年度からの確定いたしました繰越金の一部、１億1,740万円を計上いたしました。

最後、款20諸収入、項５目３雑入では１億2,809万4,000円の計上であります。まず内訳として、２行目の046．新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として、国のワクチン生産体制等緊急整備基金より1,990万円、047、安八郡広域連合からの令和５年度介護保険給付費等の精算によります収入分815万円、048．プレミアム商品券販売収入分として１億円、最後、一番上段、042、予算調整のため、その他の雑入として４万4,000円の計上であります。

以上、令和６年度神戸町一般会計補正予算（第２号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第８、議第47号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

補正予算書をお願いいたします。

令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,200万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、最終６ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費では、全体で82万5,000円の増額補正であります。内訳としましては、節12委託料では、その他電算処理委託料として60万円の計上で、こちらはオンライン資格確認や負担割合の突合チェックを行う機能を追加するためのシステム改修費であります。県の補助率10分の10であります。節17備品購入費の22万5,000円は、国保連合会の端末用プリンターの購入費用を計上しております。

次に、款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目２償還金では、節22償還金利子及び割引料で1,617万5,000円の増額です。こちらは、普通交付金の過年度の精算分を県へ返還するものであります。

続いて、５ページをお願いいたします。

歳入を御説明申し上げます。

款４県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節２特別交付金の60万円は、歳出のところで申し上げましたように、電算処理委託料に対する交付金で、県の補助率10分の10であります。

その下、款７項１目１繰越金、節１前年度繰越金の1,640万円は、確定をいたしました前年度の繰越金の一部を計上いたしました。

以上、令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についての説明とさせていただきます。

この後の議第48号から議第54号までの７議案につきましては、それぞれ会計管理者、産業建設部長が御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（飯沼　満君）　会計管理者　藤井徳明君。

○会計管理者兼税務課長（藤井徳明君）　おはようございます。

日程第９、議第48号　令和５年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定から日程第14、議第53号　令和５年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの６議案について御説明を申し上げます。

なお、御説明に当たりまして、お配りをさせていただきました令和５年度神戸町歳入歳出決

算書並びに令和５年度決算附属資料を基に進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、日程第９、議第48号　令和５年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和５年度神戸町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり議会の認定に付するものであります。

初めに、決算附属資料の３ページをお開きください。

一般会計歳入款別内訳でございます。

表の最下段でございますが、令和５年度一般会計の歳入決算額の合計は76億1,672万2,000円で、対前年比では、金額で7,797万9,000円、率にして１％の減となりました。

１ページおめくりいただきまして、４ページ、一般会計歳出款別内訳でございます。

最下段にございますように、歳出の合計は72億5,634万7,000円で、対前年比では、金額で１億4,955万円、率にして２％の減となっております。

続きまして、決算書の１ページをお願いします。

なお、決算書の金額につきましては、次年度への繰越金を除き、1,000円単位で、かつ1,000円未満は切り捨てて御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず歳入のうち全体の35.3％を占める町税につきましては、総額が26億8,326万円でございます。前年に比べますと0.7％の減となっております。不納欠損額は655万7,000円、収入未済額は１億970万7,000円となっております。

次に、地方譲与税でございますが、総額は１億157万3,000円で、前年に比べますと1.2％の増となっております。

次の利子割交付金は83万2,000円で、前年度に比べまして9.7％の減となっております。

次に、配当割交付金につきましては1,613万1,000円で、前年度に比べまして18.7％の増となっております。

次の株式等譲渡所得割交付金につきましては1,805万円で、前年度に比べ79.7％の大幅な増となっております。

次の法人事業税交付金は3,398万5,000円で、前年度に比べ16.6％の減となっております。

次に、最下段の地方消費税交付金は４億5,202万4,000円で、前年度に比べ0.7％の減となっております。

おめくりいただきまして、２ページをお願いします。

環境性能割交付金につきましては1,347万4,000円を収入しており、前年度に比べ15.1％の増となっております。

次の地方特例交付金につきましては1,866万5,000円で、前年度に比べまして6.9％の減となっております。

次に、地方交付税につきましては17億4,046万1,000円で、前年度に比べ8.6％の増となっております。

次に、交通安全対策特別交付金でございますが、前年度より20.8％減の137万1,000円を収入しております。

次に、分担金及び負担金につきましては1,999万9,000円で、前年度に比べ9.7％の減となっております。

次に、使用料及び手数料は9,284万8,000円で、前年度に比べ5.6％の減となっております。なお、収入未済額151万6,000円の内訳でございますが、住宅使用料の142万8,000円と保健衛生使用料の８万8,000円でございます。

次に、国庫支出金でございます。全体では８億4,568万2,000円で、前年度に比べまして7.4％の減となっております。

次に、最下段の県支出金でございますが、全体では４億4,302万7,000円で、前年度に比べまして1.3％の増となっております。

おめくりいただきまして、３ページをお願いします。

財産収入でございますが387万8,000円で、内訳といたしまして、財産運用収入が329万3,000円、財産売払収入は58万4,000円、前年度に比べまして15.7％の増となっております。

次に、寄附金でございますが１億5,291万5,000円で、前年度に比べ7.6％の増となっております。

次に、繰入金は、特別会計繰入金と基金からの繰入金で、合わせまして４億4,678万円となっております。特別会計繰入金は後期高齢者医療特別会計から252万円、基金繰入金は財政調整基金から３億3,600万、文化施設運営基金から50万、ふるさと納税基金から１億円、公共施設整備基金から776万円を一般会計に繰り入れたものでございます。

次に、繰越金につきましては２億8,880万4,000円で、前年度に比べまして54.2％の減となっております。

次に、諸収入は１億3,765万8,000円となっており、前年度に比べまして13.5％の増となっております。

最後に、最下段の町債でございます。

次のページの４ページをお願いいたします。

５年度におきまして、臨時財政対策債で5,040万、公共施設等適正管理推進事業債で5,490万円借入れいたしました。前年度に比べまして34.3％の増となっております。

４ページ最下段にありますとおり、収入済額の合計は76億1,672万1,000円となりました。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。

決算書の５ページをお願いいたします。また、決算附属資料は４ページ、併せて令和５年度主要施策の成果は１ページからお願いしたいと思います。

初めに、議会費から御説明申し上げます。決算額は7,692万3,000円でございます。定例会を４回、臨時会は１回、合計で45日間の議会を開催していただき、100件の議案を議決いたしております。

次に、総務費でございますが、総務管理費は７億6,693万9,000円でございます。契約関係では、315件の契約をいたしております。

次に、企画費は２億7,882万1,000円でございます。町のホームページ発信事業、「広報ごうど」の発行のほか、ふるさと納税寄附金事業や移住定住事業を実施いたしております。

次の徴税費は8,957万円となっております。

次に、戸籍住民基本台帳費は6,724万2,000円でございます。

次に、選挙費は1,518万5,000円でございまして、５年４月には県議会議員選挙と町議会議員選挙が執行されました。その必要経費を支出いたしております。

次に、統計調査費は85万7,000円となっております。住宅・土地統計調査が行われております。

次に、監査委員費でございますが、決算額は34万2,000円となっております。毎月の例月出納検査をはじめ、決算審査並びに定例監査を実施していただいております。

続きまして、民生費でございます。

まず社会福祉費につきましては、決算額が18億6,151万9,000円となっております。神戸町社会福祉協議会等への補助をはじめ、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付費や障害者自立支援給付費の支給などを行ってまいりました。また、国民健康保険特別会計に１億3,052万9,000円、後期高齢者医療特別会計に7,523万2,000円、障がい福祉サービス事業特別会計に1,140万円を繰出金として支出いたしております。

次に、児童福祉費につきましては、決算額が８億2,451万7,000円となっております。町内の４幼児園には、ゼロ歳児から５歳児までのお子さん401名が保育園部、幼稚園部にそれぞれ在籍いたしました。

次の災害救助費につきましては、幸いなことに災害救助法に基づく災害被害もなく、執行いたしておりません。

続きまして、衛生費でございます。

保健衛生費の決算額は２億9,031万1,000円でございます。妊婦健康診査や生活習慣病予防事

業等を実施してまいりました。なお、ゼロカーボンシティごうど推進事業として、ゼロカーボンシティ宣言記念式典事業を行い、併せてＥＶ急速充電設備を役場敷地内に設置いたしました。

次の清掃費につきましては、決算額で３億423万5,000円でございます。ごみ処理といたしまして、一般可燃物や不燃物等の回収等を行っております。

次の上水道費は1,922万円で、物価高騰対応重点支援対策といたしまして、水道基本料金の免除分の支出をいたしました。

続きまして、労働費でございます。

労働諸費は、大垣労務推進協会へ就労支援広域連携事業の負担金として６万7,000円を支出いたしております。

続きまして、農林水産業費でございます。

農業費として、決算額は１億3,005万円でございます。まず農業委員会につきましては、年間で12回開催をいただき、27件の議案を議決していただいております。

続きまして、商工費でございます。

商工費として１億1,531万8,000円を支出いたしております。主なものといたしましては、プレミアム商品券発行事業、神Ｆｅｓ！2023開催事業などに支出をいたしました。

続きまして、土木費でございます。

おめくりいただきまして、６ページをお願いいたします。

土木管理費として、決算額で5,299万5,000円でございます。人件費が主なものでございますが、ほかには木造住宅耐震診断委託金、各種期成同盟会への負担金を支出いたしております。

道路橋りょう費といたしまして、決算額は２億9,396万2,000円でございます。道路橋りょう整備事業といたしまして、道路維持工事等を10件、道路新設改良工事を４件、橋梁維持工事を３件実施いたしております。

次に、河川費として、決算額は3,726万5,000円でございます。河川の維持管理に要した経費でございます。

次に、都市計画費では、決算額は５億5,447万3,000円でございます。まちづくり事業として、西座倉地区土地区画整理事業補助金を支出いたしております。

次に、住宅費として、決算額は227万2,000円でございます。町営住宅に係る管理経費でございます。

続きまして、消防費でございます。決算額で２億9,160万5,000円でございます。大垣消防組合への負担金、小型動力ポンプ積載車の購入、避難所防災資器材の購入や各地区における消防設備の整備に対する補助金等を支出いたしております。

続きまして、教育費でございます。

教育総務費につきましては、決算額で１億6,309万4,000円でございます。教育委員会費及び事務局費をこちらから支出いたしております。

次に、小学校費では、決算額で１億4,072万2,000円となっております。各小学校の工事の実施、また教育用コンピューター機器のリース料等を支出いたしております。

次に、中学校費では、決算額で5,133万8,000円となっております。図書室空調機器改修工事の実施、また小学校費と同様に、教育用コンピューター機器のリース料を支払っております。

次に、社会教育費では、決算額で１億6,097万5,000円でございます。中央公民館事業として、生涯学習講演会、文化祭、町美術展を開催いたしました。

次に、保健体育費といたしまして、決算額は4,563万8,000円でございます。体育施設の維持補修や管理をはじめ、スポーツ少年団及びスポーツ協会への補助を行っております。

次に、学校給食費といたしまして、決算額は１億4,016万4,000円でございます。学校給食センターの調理員等の人件費や光熱水費が主な支出でございます。

次に、公債費でございます。決算額は４億8,071万3,000円で、内訳といたしましては、元金償還金が４億6,265万9,000円、利子償還金が1,805万4,000円でございます。なお、５年度末における町債現在高は43億769万8,000円となっております。

以上、歳出の合計は72億5,634万6,000円となりました。この結果、３億6,037万5,251円が次年度への繰越金となります。

最後に、決算書の81ページには実質収支に関する調書を、83ページ以降には財産に関する調書を載せてございますので、後ほど御覧をいただければと思います。

次に、日程第10、議第49号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和５年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり議会の認定に付するものであります。

お手元の決算書は45ページを、決算附属資料は６ページをお開きください。

まず、決算附属資料の６ページでございます。

令和５年度の国民健康保険特別会計の歳入の合計は20億3,572万7,000円で、対前年比では、金額で１億3,646万3,000円、率にして6.3％の減となっております。

その下、歳出でございますが、歳出の合計は19億9,520万7,000円となり、対前年比では、金額で１億3,848万8,000円、率にして6.5％の減となっております。

続きまして、決算書の45ページをお願いいたします。

歳入から御説明を申し上げます。

まず款１、歳入の根幹であります国民健康保険税は、一般分、退職分の滞納分を含め、３億

5,578万5,000円となっております。

款３使用料及び手数料では、督促手数料として９万2,000円でございます。

その下、款４県支出金は、給付費に必要な費用の交付金が主なものでございます。

項１県補助金として、保険給付費等交付金、国庫負担金減額措置対策費補助金を合わせまして14億6,819万1,000円となっております。

１つ飛びまして、款６繰入金では、他会計繰入金として１億3,052万9,000円、その下、基金繰入金として4,000万円を国民健康保険基金より繰入れを行っております。

次に、款７繰越金は3,849万4,000円で、前年度からの繰越金でございます。

款８諸収入で、延滞金加算金及び過料として119万4,000円、雑入といたしましては143万8,000円でございます。

１枚おめくりいただきまして、46ページをお願いいたします。

最下段の歳入の合計でございますが、20億3,572万6,000円となりました。

おめくりいただきまして、47ページをお願いいたします。

次に、歳出を御説明申し上げます。

款１総務費、項１総務管理費では、職員１名分の人件費のほか、資格管理に係る事務費等で1,503万1,000円、項２徴税費は896万7,000円となっており、賦課徴収に伴う電算処理委託料等でございます。

次に、款２保険給付費でございますが、項１療養諸費は12億3,407万9,000円となっております。

項２高額療養費は１億8,566万1,000円となっております。

項４出産育児諸費は239万4,000円、項５葬祭諸費は180万円でございます。

次に、款３国民健康保険事業費納付金につきましては、項１医療給付費分は、一般分３億5,410万円、項２後期高齢者支援金等分は、一般分１億2,070万5,000円、項３介護納付金分は3,789万2,000円となっております。

１つ飛びまして、款５保健事業費は、項１特定健康診査等事業費で2,024万7,000円、項２保健事業費で158万2,000円となっております。

その下、款６基金積立金、款７公債費は、共に支出はございませんでした。

款８諸支出金は1,262万3,000円で、１枚おめくりいただきまして、48ページをお願いいたします。

過年度分の療養給付費負担金等の交付額の確定に伴う返還金が主なものでございます。

款９予備費は、支出がございませんでした。

以上、歳出の合計は19億9,520万6,000円となりました。この結果、4,052万319円が次年度へ

の繰越金となりました。

次に、日程第11、議第50号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり議会の認定に付するものであります。

お手元の資料は、決算書は59ページを、決算附属資料は７ページをお願いいたします。

まず、決算附属資料の７ページでございます。

令和５年度の後期高齢者医療特別会計の歳入の合計は３億4,834万5,000円で、対前年比では、金額で1,454万6,000円、率にして4.4％の増となっております。

一方、歳出の合計は３億4,037万2,000円で、対前年比では、金額で1,674万1,000円、率にして5.2％の増となっております。

それでは、決算書の59ページ、歳入から御説明申し上げます。

まず、款１後期高齢者医療保険料の２億4,436万円で、未納は121万円となっております。

款２使用料及び手数料では、督促手数料として２万6,000円でございます。

款３後期高齢者医療広域連合支出金では、ぎふ・すこやか健診等の委託金として1,764万2,000円を収入いたしております。

次に、款４繰入金は、一般会計からの繰入金で、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金及び保健事業費繰入金を合わせまして7,523万1,000円となっております。

款５繰越金は、前年度からの繰越金で1,016万8,000円、款６諸収入は91万5,000円でございます。

以上、歳入の合計は３億4,834万5,000円となりました。

おめくりいただきまして、60ページの歳出を御説明申し上げます。

款１総務費では、事務経費としての総務管理費が223万1,000円、徴収費が130万5,000円でございます。

款２後期高齢者医療広域連合納付金は３億1,644万9,000円で、保険料等負担金、事務費負担金、保健事業費負担金を県の広域連合へ納付いたしております。

款３保健事業費は、後期高齢者医療広域連合から委託を受けたぎふ・すこやか健診等に係る経費で、1,775万4,000円でございます。

款４諸支出金では、一般会計の繰出金として252万円、款５予備費は、支出がございませんでした。

以上、歳出の合計は３億4,037万1,000円となりました。この結果、797万3,705円が次年度への繰越金となりました。

次に、日程第12、議第51号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり議会の認定に付するものであります。

この会計は、神戸町障がい者生活介護施設もちのき園と児童発達支援施設たんぽぽ学園の両施設の事業の運営に係る経費について処理しているものでございます。

お手元の決算書は65ページを、決算附属資料は８ページをお願いいたします。

まず、決算附属資料の８ページでは、令和５年度の障がい福祉サービス事業特別会計の歳入の合計は5,846万6,000円、対前年費では、金額で43万1,000円、率にして0.7％の増となっております。

一方、歳出の合計は5,534万4,000円で、対前年比では、金額で86万9,000円、率にして1.6％の増となっております。

それでは、決算書の65ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

款１、歳入の72.8％を占める障がい福祉サービス費は4,257万3,000円で、このうちもちのき園に係る介護給付費は1,706万3,000円、たんぽぽ学園に係る障害児通所給付費が2,137万8,000円となっております。

款２使用料及び手数料は、収入がございませんでした。

次に、款３繰入金の1,140万円は、一般会計からの繰入れでございます。

款４繰越金は、前年度からの繰越金で356万円、款５諸収入は、雑入として82万3,000円で、もちのき園の施設利用者等の食事代が主なものでございます。

款６県支出金は、障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策補助金として10万8,000円を収入いたしております。

以上、歳入の合計は5,846万5,000円となりました。

おめくりいただきまして、66ページの歳出を御説明申し上げます。

款１ではもちのき園運営事業費として1,948万円でございます。主なものといたしまして、神戸町社会福祉協議会からの派遣職員２名分の人件費、会計年度職員５名分の報酬等でございます。

次に、款２たんぽぽ学園運営事業費として3,586万3,000円でございます。主なものといたしまして、職員４名分の人件費と会計年度職員、保育士３名分の報酬等でございます。

款３予備費は、支出がございませんでした。

以上、歳出の合計は5,534万4,000円となりました。この結果、312万1,463円が次年度への繰

越金となりました。

次に、日程第13、議第52号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり議会の認定に付するものであります。

お手元の決算書は71ページを、決算附属資料は９ページをお願いいたします。

まず、決算附属資料の９ページでは、令和５年度の公共下水道事業特別会計の歳入の合計は12億4,393万円で、対前年比では、金額で665万2,000円、率にして0.5％の減となっております。

一方、歳出の合計は12億1,335万1,000円で、対前年比では、金額で1,046万5,000円、率にして0.9％の減となっております。

続きまして、決算書の71ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

まず、款１分担金及び負担金は2,233万5,000円で、公共下水道事業受益者負担金の全納が114、分納が27件でございます。

款２使用料及び手数料は１億4,378万2,000円で、主なものは下水道の使用料でございます。

款３国庫支出金では、項１国庫補助金として２億7,650万円を収入いたしております。これらは、全額社会資本整備総合交付金でございます。

款４繰入金の３億8,650万円は、一般会計からの繰入れでございます。

款５繰越金につきましては、前年度からの繰越金で2,676万5,000円となっております。

款６諸収入は944万7,000円で、主なものは消費税及び地方消費税の還付金でございまして、雑入で受入れをしております。

款７町債は、公共下水道債を起こしたもので、３億7,860万円となっております。

以上、歳入の合計は12億4,393万円となりました。

１枚おめくりいただきまして、72ページの歳出を御説明申し上げます。

まず、款１公共下水道費として９億177万2,000円でございます。主な内訳といたしまして、管渠整備事業に係る工事請負費、工事の測量・設計、現場監理委託料などでございます。

款２公債費では、下水道事業債の償還分として３億1,157万8,000円となっております。

款３予備費は、支出がございませんでした。

以上、歳出の合計は12億1,335万円となりました。この結果、3,057万9,334円につきましては、公共下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道事業会計へ引継ぎとなりました。

なお、５年度の事業概要につきましては、お手元の決算附属資料の23ページ並びに令和５年

度主要施策の成果26ページと主要事業の概要31ページ以降にも詳細を載せてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、日程第14、議第53号　令和５年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和５年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり議会の認定に付するものであります。

お手元の決算書は77ページを、決算附属資料は10ページをお願いいたします。

まず、決算附属資料の10ページでは、令和５年度の学校給食事業特別会計の歳入の合計は１億2,002万9,000円で、対前年比では、金額で587万4,000円、率にして5.1％の増となっております。

一方、歳出の合計は１億1,878万2,000円で、対前年比では、金額で538万1,000円、率にして4.7％の増となっております。

続きまして、決算書の77ページをお願いします。

歳入から御説明を申し上げます。

款１分担金及び負担金は、現年度分と過年度分を合わせまして5,127万1,000円で、歳入の42.7％を占める給食費の負担金でございます。

款２繰入金は6,800万3,000円で、中学生給食費無償化事業、小学生給食費値上げ対応に伴う繰入金等を一般会計から繰り入れております。

款３繰越金は、前年度からの繰越金で75万3,000円でございます。

款４諸収入は、収入がございませんでした。

以上、歳入の合計は１億2,002万8,000円となりました。

おめくりいただきまして、78ページの歳出を御説明申し上げます。

款１給食事業費は１億1,878万1,000円となっております。これは、全額賄材料費でございます。この結果、124万7,071円が次年度への繰越金となりました。

以上で、議第48号から議第53号までの説明とさせていただきます。御審議賜り、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、一般会計及び５つの特別会計の決算につきましては、先月行われました決算審査におきまして、大場、鈴木両監査委員さんより別添の意見書をいただいておりますので、御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（飯沼　満君）　産業建設部長　土屋典生君。

○産業建設部長兼企業誘致推進室長（土屋典生君）　続きまして、日程第15、議第54号　令和５年度神戸町水道事業会計決算の認定について説明をさせていただきます。

地方公営企業法第30条第４項の規定により、令和５年度神戸町水道事業会計の決算を、別冊のとおり議会の認定に付するものであります。

それでは、令和５年度水道事業会計決算につきまして、一部を除き、1,000円未満の金額を切り捨てて御説明をさせていただきます。

別冊の水道事業会計決算書の１ページを御覧ください。

まず、３条予算の収益的収入及び支出でございます。ここでの金額は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ税込み経理によるものであります。

収入の第１款水道事業収益の決算額は１億9,009万円で、予算額に比べ290万9,000円の減であります。

内訳は、第１項の営業収益が１億6,472万8,000円、第２項の営業外収益は、物価高騰対策での水道基本料金免除に係る一般会計からの補助金等を含み、2,536万1,000円、第３項の特別利益はございませんでした。

次に、支出の第１款水道事業費用の決算額は１億8,014万8,000円で、不用額は1,185万1,000円でございました。

内訳は、第１項の営業費用が１億7,603万1,000円、第２項の営業外費用が409万円、第３項の特別損失は２万5,000円、第４項予備費の支出はございませんでした。

次に、２ページをお願いいたします。

４条予算の資本的収入及び支出でございます。これも消費税等を含んだ税込み経理によるものであります。

まず、収入の第１款資本的収入は、第１項の工事負担金として2,769万5,000円、予算額に比べ4,000円の減であります。これは、給水新設加入負担金及び宅地分譲等に係る配水管布設工事や下水道事業に伴う工事負担金であります。

次に、支出の第１款資本的支出の決算額は、第１項の建設改良費として１億449万1,000円で、不用額は4,480万8,000円でございました。

したがいまして、下の欄外にありますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,679万5,630円は、消費税資本的収支調整額698万1,422円、過年度損益留保資金6,981万4,208円で補填をしております。

次に、３ページをお願いいたします。

１年間の水道事業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得た全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載した損益計算書であります。なお、ここでの金額は、消費税等を含まない税抜き経理によるものであります。

まず、１の営業収益１億4,979万円から２の営業費用１億7,042万1,000円を差し引いた営業

損失が、一番右側の列の中段、2,063万1,000円となります。ここでの損失は、物価高騰対策での水道基本料金免除に係る給水収益の減によるものであります。

その金額に物価高騰対策に係る基本料金免除相当分の一般会計からの補助金等を含んだ３の営業外収益2,362万7,000円を加え、さらに４の営業外費用１万1,000円を差し引いた、右側の列の中段やや下にあります298万4,000円が経常利益となります。

さらにその金額から６の特別損失２万3,000円を差し引いた、下から４段目の296万円が当年度純利益となります。

その当年度純利益に前年度繰越利益剰余金173万6,000円を加えました一番下の金額、469万7,000円が令和５年度末の未処分利益剰余金となります。

続く４ページには、資本剰余金と利益剰余金が年度内にどのように増減、変動したかの内容を表す剰余金計算書であります。

次に、５ページの令和５年度水道事業剰余金処分計算書、一番右側の列の最下段、未処分利益剰余金469万7,000円につきましては、繰越利益剰余金といたします。

次に、６ページには、現金・預金の収入・支出、すなわち資金の流れを表しますキャッシュ・フロー計算書で、１の業務活動、２の投資活動、３の財務活動の３つの区分に分けて、それぞれ表示しております。

次に、７ページ、８ページをお願いいたします。

年度末の水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した貸借対照表でございます。ここでの金額も消費税等を含まない税抜き経理によるものであります。

まず７ページの資産の部では、１の固定資産、右側の列の中段やや下にあります固定資産の合計20億2,800万1,000円と２の流動資産、下から２段目の流動資産の合計の３億7,989万1,000円を合わせた、一番下の24億789万2,000円が資産合計となります。

８ページの負債の部では、固定負債、４の流動負債、５の繰延収益を合わせた負債合計が、右側の列の中段やや下にあります２億5,638万円。

また、資本の部では、６の資本金と７の剰余金を合わせた資本合計が、下から２段目にあります21億5,151万2,000円となります。

したがいまして、負債資本の合計は、右側の列の一番下にあります24億789万2,000円となり、先ほど御説明いたしました７ページの一番下の資産合計と一致いたしております。

次の９ページの注記表、10ページ以降の附属資料につきましては、別冊の水道経営データと併せて、後ほどお目通しいただければと思います。

この水道事業会計につきましても、先月、大場、鈴木両監査委員の決算審査を受け、意見書をいただいておりますので、御覧いただければと思います。

以上、議第54号の説明とさせていただきます。

以上が本日提出させていただきました全13議案であります。詳細につきましては、各常任委員会におきまして、担当部課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案説明を終わります。

議第48号から議第54号までについて（委員会付託）

○議長（飯沼　満君）　お諮りします。ただいま議題となっています議第48号、議第52号、議第54号の３議案については総務建設常任委員会に、議第49号から議第51号及び議第53号の４議案については民生文教常任委員会にそれぞれ付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第48号　令和５年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について、議第52号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第54号　令和５年度神戸町水道事業会計決算の認定について、以上３議案は総務建設常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議第49号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議第50号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第51号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第53号　令和５年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上４議案は民生文教常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（飯沼　満君）　お諮りします。議案精読並びに委員会審査のため、９月３日から10日までの８日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、９月３日から10日までの８日間、休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。大変御苦労さまでした。

午前11時38分　散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和６年９月２日

議　会　議　長　　飯　沼　　満

署　名　議　員　　宮　川　一　美

署　名　議　員　　宮　嶋　三　郎

令 和 6 年 第 4 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 2 号 ）

令 和 6 年 9 月 11 日 （ 水 曜 日 ）

議　事　日　程（第２号）

令和６年９月11日（水曜日）午前９時30分開議

日程第１　一般質問

出席議員（１０名）

議　長	飯　沼　　満　君	副議長	小　川　榮　一　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
３　番	宮　嶋　健太郎　君	５　番	西　脇　博　文　君
６　番	林　　利　雄　君	７　番	宮　嶋　三　郎　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	副　町　長	金　指　義　樹　君
教　育　長	宇　野　秀　宣　君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河　出　真　志　君
民生部長兼 健康福祉課長	石　原　宏　一　君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土　屋　典　生　君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小　野　　健　君	会計管理者兼 税　務　課　長	藤　井　徳　明　君
まちづくり 戦　略　課　長	和　藤　潤　司　君	住民保険課長	末　村　春　美　君
子ども家庭課長	清　水　利　恵　君	建　設　課　長	堀　　智　君
産業環境課長	佐　藤　森　行　君	上下水道課長	立　木　正　一　君
教　育　課　長	大　坪　由　美　君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹　下　政　文	書　　記	前　田　有　香

午前９時30分　開議

○議長（飯沼　満君）　皆さん、おはようございます。

今日は非常にたくさんの傍聴の方がいらっしゃっています。質問者及び執行部も、よく分かるように御答弁を願えたらと思っています。

９月も10日ほどたちまして、一向に涼しくなりません。朝晩はかなり涼しくなりましたが、まだまだ暑い残暑が残っている。それと、８月の末には、神戸町に台風10号が通過したわけではございませんが、神戸町にとっては初めての避難勧告という指示が出されました。床下浸水、その他田畑の浸水等がありまして、災害に遭われました方には心からお見舞いを申し上げるとともに、早期の復旧ができますことを議会一堂として御支援をしていきたいと思います。

これからが本当の台風のシーズンになるかと思いますが、皆さん方も執行部も、何があっても、想定外という言葉じゃなしに対応できるようにしていただきたいと思います。

では、ただいまより本日の会議を開きます。

一般質問

○議長（飯沼　満君）　日程第１、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次お願いをいたします。

４番　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　おはようございます。

議席番号４番　小川榮一、ただいま議長の許可が出ましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

質問を始めます前に、先般、台風10号は、この地方を含め全国に大きな被害をもたらしました。亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方の一刻も早い復旧を願うものです。

それでは、質問に入ります。今回は３点質問させていただきます。

まず１点目、神戸町の周年記念事業についてです。

周年記念事業とは、町や市などの自治体が誕生して一定期間が経過したときに行われる記念事業のことをいいます。開催頻度や規模などは異なりますが、多くの自治体で実施されております。目的としては、内に向けては、町の歴史を知り先人に感謝するとともに、町に愛着を持ってもらうこと、また外に向けては、町の将来像を発信する場になります。

神戸町では、昭和の合併で現在の町の姿になり、昭和39年に合併10周年記念事業、そして昭和59年に合併30周年記念事業がありました。そして、平成17年に合併50周年記念事業を開催してきました。約20年ごとに周年記念事業を開催してきたことになります。

そこでお尋ねします。

来年は、前回の50周年記念事業から20年目を迎えますが、町としては周年記念事業をどのように考えているでしょうか。

２点目の質問です。神戸町のリサイクル拠点のエコプラザについてです。

エコプラザは、平成19年に町民有志によるアルミ缶回収から始まり、次第に分別品目が増え、神戸町の官民共同のリサイクル施設として大きく成長してきました。しかし、利用者増加による問題点や、分別上の課題も多く抱えております。

そこで、エコプラザの新築移転を機に利用者一人一人の環境意識を高めるため、エコプラザの理念を大きく打ち出すことが必要であると考えます。町としては、この点をどのように考えているでしょうか。

最後に３点目、軟骨伝導イヤホンについてです。

近年、軟骨伝導イヤホンを導入する自治体が増えております。軟骨伝導イヤホンは聞こえづらい高齢者の方との窓口業務でのコミュニケーションに役立っているといいます。

このイヤホンの特徴として、耳の穴の中に入れる必要はなく衛生面でも安心で、さらにお値段は２万5,000円から３万円ぐらいの高額ではありません。

そこで、導入済みの自治体の実態を調べ、効果があれば神戸町でも導入してはどうでしょうか。

以上、３点よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　おはようございます。

本日は３名の議員さんから一般質問をいただいております。発言順位にしたがいまして、順次お答えをさせていただきます。

初めに、小川議員からの御質問の第１項目め、町の周年記念事業についてどう考えるのかでございますが、御承知のとおり本町では昭和29年に神戸町、下宮村、南平野村との合併以後、10周年、30周年、50周年と節目の年に記念事業を開催してまいりました。過去に行った周年事業につきましては、関係する方々との協議を重ね企画立案し、議会での予算承認をいただいて実施しているところでございます。

さて、合併の周年記念事業は、記念すべき節目の年を町民の皆さんと一緒に町を挙げてお祝いするもので、先人たちが築き上げてきた歴史や業績を振り返り、町の魅力や資源を確認するとともに、将来へ続く継続的な町の発展や活力につなげる役割があると考えております。

今後の周年事業の進め方につきましては、町といたしまして10年後の80周年を大きな節目と考えております。その際には、記念事業を町全体で取り組む機運を高めるため、事前から行政

だけでなく町民の皆さんをはじめ各種団体や企業とも協働して一連の記念事業を展開していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御質問の第２項目め、新しいエコプラザの理念をどのように考えているのかについてでございます。

エコプラザごうどの移転改築に当たっては、町民の方に利用しやすく、環境ボランティア団体が活動しやすい施設とするため、区長会の役員の皆さんや環境ボランティア団体さんの皆さんのいろんな方から御意見をお聞きするワークショップを２回開催し、加えて先般の総務建設常任委員会での御意見等を踏まえまして、最終的な基本設計の平面図等を完成してまいります。

さらには、今年度末までにはこの基本設計図を基に詳細設計、積算、許認可手続を終え、令和７年度からは新しいエコプラザごうどの建設に着手したいと考えております。

さて、御質問の新しいエコプラザの理念についてでございますが、この施設は地域全体で循環型社会に取り組むためのリサイクル拠点と考えております。

具体的には、瓶、缶、ペットボトル、紙類などを自ら持ち込む資源回収施設として、ごみの減量化と資源化を図ってまいります。

また、地域の環境学習施設としての機能を有し、地域の方々や児童・生徒たちが、リサイクルの重要性や資源の有効利用について学ぶ場として広く活用していきたいと考えております。さらには、地域全体の環境意識を高め、持続可能な社会に向けた具体的な行動を促す一助となることを期待しております。

なお、施設運営や管理等、詳細に関しましては町民のニーズに応えた利便性の高い施設を目指すため、今後、議員各位をはじめ区長会、また環境ボランティア団体の皆様から広く御意見をお聞きし決定していきたいと考えていますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、御質問の第３項目め、軟骨伝導イヤホンの導入についてでございます。

議員お説の軟骨伝導とは、従来から知られている気導や骨伝導とは音伝導経路が異なることから、第３の聴覚経路と言われています。軟骨伝導イヤホンは集音器とセットで利用し、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて耳の中に音を増幅させ、音声をクリアに伝える仕組みとなっています。また、耳を塞がないため周囲の声も聞こえ、より自然な聞こえ方になると言われています。加えまして、大きな声で会話する必要がないのでプライバシー保護やコミュニケーションの円滑化にも役立つとのことであります。

近隣市町においても、新たなコミュニケーション手段として、昨年度から大垣市をはじめ岐阜市や羽島市、各務原市などの高齢福祉部署の窓口に設置されております。また、西濃管内では、今年度より海津市や垂井町、揖斐川町でも導入されているとのことです。

議員御質問の軟骨伝導イヤホンの導入につきましては、現在、神戸町では耳が聞こえづらい

方に対しては筆談用のボードを使って説明するなどの対応を行っております。

既に導入済みの自治体の利用状況等を確認したところ、利用者の方々からは聞きやすかったなどのおおむね好評の意見でありまして、活用する場面も多いということですので、一層の行政サービス向上の観点から今後の導入に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、小川議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

今の町長の御答弁では、神戸町では70周年記念は行わずに80周年記念事業を開催したいと、そういうようなお話でしたけれども、やはり今まで20年ごとに区切ってきましたけど、ここへ持ってきて10年延ばして80年ということにしたその理由というんですかね、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　近隣の合併した町では70周年記念ということで記念事業、イベントを開催されていることは承知しております。

私は、この70周年につきましては昨年の予算編成前から、この事業をやるに当たってはいろんな予算編成、また企画立案等が必要でございます。その時点で、遠くなりますけれども80、次は100だというふうに考えておりましたので、特別理由はありませんけれども、70年周年ははやらずに80、100ということで考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　神戸町百年の計ということで、100年を目指すその中間点として80年をやりたいというようなことだと思うんですけど、先般、第６次総合計画が来年から始まりますけれども、その終着点がちょうど10年後、80周年の2034年、令和16年ということになりますけど、その第６次総合計画とか、あるいは日比野五凰記念館ですね、今年40周年ですけど、10年後は50周年という幾つかの切れ目のある、節目のある年になるということで、そういうことも考えられたんでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　お答えをさせていただきます。

これから10年後ということなので、なかなかこの時点では具体的な事業についてはお答えに

くいんですけれども、今議員お説のとおり、2034年度、令和16年度は日比野五凰記念美術館も50周年に当たります。やはり何かの節目に合わせて町の80周年もやっていけたらなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町長から御答弁させていただきましたように、町民の皆さんからいろんな意見を伺って、町を挙げてお祝いできる、また神戸町が未来に向けて新たな歩みを進める、その機会になればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございました。

過去の周年事業を調べますと、昭和39年、ちょうど10周年をやったときの神戸町の人口は約１万2,000人、昭和59年の30周年のときは２万人台に突入した。それから、50周年をやりました平成17年では２万と920人、世帯数6,300となっております。10周年記念事業では町民の歌を制定、30周年記念では町民憲章、町の花はバラ、町の木はモチノキを制定いたしました。また、50周年では「美濃神戸百年史」という本を発行しております。過去３回は、人口も右肩上がり、町民の平均年齢も若いときでした。

ちょうど50周年をピークに、80周年といいますとちょうど人口減少、少子高齢化になっての初めての周年記念事業になりますが、前回の３回とは違った発想になってくると思います。まだ10年先のことですのでイメージは湧きにくいところがありますけど、町長の抱負として、思いとしてはどのような80周年記念事業をやりたいと思ってみえるでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　今お話のように10年後ということでございますので、10年後、この神戸町がどのような形で変わっていくかということでございますけれども、先ほど小川議員もおっしゃいました第６次総合計画の中でいろいろな企画とか構想、基本計画等を盛り込んでまいります。それを受けまして、80周年記念事業ということを考えていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、何かインパクトのあるような、町外に発信できるようなすばらしい企画、イベント等を考えていきたいというふうに思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

では、２点目のエコプラザの再質問に入りたいと思います。

実は、この理念という言葉が非常に大切だなと思ったのは、７月に行政視察で四国徳島の上

勝町のごみステーションを視察いたしました。上勝町では、ゼロ・ウェイストという宣言をしまして、ごみゼロということで、無駄、ごみ、浪費をなくすということを町を挙げて宣言しておりました。ごみをどう処理するかではなく、ごみを生み出さない社会を目指すということで、それまでは上勝町は野焼きをしたりとかごみを燃やしていましたけれども、リサイクル率を80％まで上げてきたということで、理念の大切さというのを非常に感じたわけですけれども、これからエコプラザ、建設した中、利用者の方に響くようなキャッチフレーズづくりをお願いしたいなと思っております。

そこで、現在、いろいろエコプラザの問題点はあるんですけれども、最大の問題点は、まだ利用者の方がエコプラザをリサイクルの施設ではなくごみの捨場だと思っている方が多々見えるということです。スタッフの方に聞きますと、例えばアルミ缶の中に、ちょっとスタッフの方の目を離した隙に中身の入った瓶とか、あるいは乾電池とか電球とか電池とかライターとか放り込まれてしまうと。それで、なかなか目が離せないというようなことをおっしゃられていました。

そういうことで、リサイクルの意識がまだまだこれからかなあと思いますので、その点、また理念を含めてよろしくお願いしたいなと思いますけれども、現在の段階でこのような問題点を克服していく上で、このように改善していきたいなと思う点がございましたら教えていただければありがたいです。

○議長（飯沼　満君）　産業環境課長　佐藤森行君。

○産業環境課長（佐藤森行君）　御質問にお答えいたします。

現在のエコプラザの開館日時につきましては、毎週水曜日及び毎月第１日曜日の９時から11時の２時間のみの開館のため、人が集中し大変混雑しているという問題もございます。

先ほど町長の答弁もございましたように、新施設の運営詳細につきましては、今後議員各位をはじめ区長会の皆さんや環境ボランティア団体の皆さん等から御意見をお聞きし決定していきたいと考えておりますけれども、町民のニーズに応えたより利便性の高い施設とするため、開館日時等をできる限り拡大する方向で検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございます。

今おっしゃられましたように、毎週水曜日と第１日曜日の月５回か６回で、朝９時から11時の２時間ということですので、利用者が300人から400人が集中してなかなかリサイクルがうまくいかないということですので、時間とか開館日とか、その辺りの改善もよろしくお願いいた

します。

それでは、最後に軟骨伝導イヤホンについて再質問させていただきます。

実は先日、私自身も軟骨伝導イヤホンというものは実物を見たことがなかったものですから、西濃地方でこれをやっているところを調べましたところ揖斐川町と垂井町の役場がやっていることを知りまして、揖斐川町の役場の健康福祉課のほうに取材させていただきました。

揖斐川町の役場ですが、このイヤホンは健康福祉課と住民課が使っているということで、今年の５月から導入したそうです。利用者は10人を超えていると。導入したきっかけは、やはりほかの市町の動向を聞いて導入に踏み切ったということで、係の方に導入してどうでしたかとお聞きをしますと、よかったという返事でした。何か実例を言われましたけれども、補聴器をつけているお年寄りの方とうまくコミュニケーションがいかなかったので、補聴器を外していただいて、ちょっと試しにやってくださいということでやったら、このイヤホンが非常によくて、うまくいったということをおっしゃられていました。

このイヤホンはまだ認知度が低いということもありまして、導入した自治体はほかにもございますが、庁内でこのイヤホンのことについてきちんと運用の仕方とかお声がけの仕方とかが共通認識になっていないと、うまく活用できない面もあるかなあと思います。

そこで、先ほど町長から導入するという方向で考えてみえるということを、答弁を受けましたので、導入して、それから運用方法とか、それから部内、課内での共通認識にして皆さんが使えるようにしていく必要があると思いますが、その辺りの運用面については今どう考えてみえるでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　民生部長　石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君）　議員の御質問でございますが、この骨伝導イヤホン、機械ですが、この一、二年で出てきた機種でございます。全国でも、今年度導入するというところも多々あるというふうに聞いておりますが、使い方とか、それはほかの自治体ももちろん検証してまいりますし、使い方についても十分研究をしてまいりたいと思います。

また、この導入に当たっては、その状況、現在の状況もそれぞれの市町に確認していきたいと思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございました。

このイヤホンというのは、車椅子とかつえと同じように、必要な方に必要に応じて活用するものだと思っております。

先般、神戸町はほかに先駆けておくやみ窓口というのを設定しましたけれども、なかなか耳

が遠いとどうしても声が大きくなってプライバシーが守れないという点がありますけれども、この伝導イヤホンはそういう点では小さな声でもよく聞こえるということで、これから活用面といいますかね、期待できるかなあと思っておりますので、また来訪者とのスムーズな意思疎通ができるようなアイテムの一つとして活用していただくことを期待したいと思います。

以上で小川榮一の一般質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君の質問を終わり、３番　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　議席番号３　宮嶋健太郎です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

本日は、山王まつり支援の在り方についてと、小学校児童数の減少と複式学級での教育についての２項目について質問します。

では、１番、山王まつり支援の在り方について。

日吉神社は817年から歴史と伝統を受け継ぎ、国の重要文化財の三重塔をはじめ歴史的建造物を多く保有していて、2017年には千二百年祭も実施されました。以前、私はその2017年６月、議員になって２年目に山王まつりについて質問をしており、今回が７年ぶりの質問となります。

神戸山王まつりは、昭和53年、1978年７月19日付で岐阜県重要無形民俗文化財に指定されています。コロナ禍で、令和２年度から日吉例大祭である神戸山王まつりは中止、または大幅に縮小して行われました。しかし、コロナウイルス感染症も２類から５類へ移行ということがあり、中断していた山王まつりみこし渡御が４年ぶりに昨年から再開されました。今年は４月27日、28日の土・日に行われ、コロナ禍前のようににぎわいを取り戻してきています。

私はみこしを担ぐ地区ではなく、私が山王まつりについて質問することに疑問を持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、最近、山王まつりについて多くの方から意見をいただき、今回質問するに至りました。

私も山王まつりを神戸町のすばらしい文化であると同時に、日本の誇る文化財と捉えています。また、私が2016年から企画し、県内の若者を中心に集め神戸町の活性化策を検討してきた神戸わかもの会議でも、山王まつりの見学会や実況中継をしてはどうかとの意見がありました。

翌年から、朝渡りの見学ツアーや、県内で活躍されている地域タレントのやながせゆっこさんをお招きし、ケーブルテレビで中継される前からＳＮＳでのライブビューイングを行うなど、私も自分のできる形で山王まつりを発信してまいりました。

見学ツアーには、神戸町在住でも朝渡りを直接見たことがなかった方や祭りが盛んな他市町の方が参加され、すごいとは聞いていたけどここまでとはとか、国重文に登録されている祭り以上の迫力があったなど感動の声をいただいております。

さて、それでは質問に移ります。

(1)昨年12月、町と住民でこれからの祭りを考えるワークショップ、ガヤガヤ会議の２回目が実施されました。若い世代への継承や、町に支援を求める声も出たと聞いていますが、具体的にどのような意見が出たのでしょうか。

(2)国の補助を得て開始した文化遺産活用推進事業が今年は県の補助も受けて最終年を迎えるが、その結果と今後の動きについてはどうお考えでしょうか。

(3)山王まつりは県重要無形民俗文化財です。しかし、そこで使われるたいまつの準備もみこしの担ぎ手の確保も区単位で行わねばならず困難で、祭りの存続を危ぶむ声もあると聞いています。

神戸町は、祭りの存続のために、より支援をしていく必要があると考えますが、どのように支援していきますでしょうか。

(4)私は山王まつりを国の重要文化財になるよう目指してはと考えていて、以前も谷村前町長に一般質問で提案しました。国の重文ともなれば、財政的な国からの支援や、町民全体の祭りの意識変化、文化財としての発信力も増すことになります。

以前の質問には、国の重文を目指すには膨大な資料作成や専門の調査、町民の機運の醸成が必要だとの回答をいただきました。

大垣まつりは平成27年、2015年に国の重要文化財に、そして翌年の28年にユネスコ無形文化遺産に登録されていますが、町は山王まつりをもっと文化財として積極的に関わり、町おこしの一助にしてはどうでしょうか。

それでは、２番、小学校児童数の減少と複式学級での教育について。

文科省が８月28日に公表した2024年度学校基本調査によると、県内の小・中学校、義務教育学校、高校の児童・生徒数は19万6,557人で前年度から3,855人減少し、調査を始めた1948年度以降、初めて20万人を割り込み過去最少になったそうです。

昨今の児童数減少により、近隣市町で小学校の統廃合が行われています。つい先日も、揖斐川町の春日小の閉校が報道されました。

神戸町の小学校でも児童数の減少が見られますが、昨年の同僚議員の質問で、統廃合は考えていないとの答弁でした。

(1)児童数が減少した場合、複数の学年を１クラスで教える複式学級で対応する形になると考えられますが、複式学級への移行基準はなかなか複雑です。どのようになっていますでしょうか。

(2)小学校は地域のシンボルであり、簡単に統廃合できるものではありません。一方、保護者の方からは、小規模学校で想定されるデメリットに対して心配の声もあります。

例えば、クラス替えができなく一度つくられた関係が変わりづらい、人数が少ない中で男女

比の偏りによる友達のできづらさ、部活でチームができないなど教育効果が下がることが上げられます。

しかし、全国学力・学習状況調査を用いて、全国レベルで複式学級の効果を計量的に分析した論文「小学校複式学級による学力スコアへの影響」小林淑恵、今村聡子、令和２年２月28日によると、複式学級の学力スコアも明らかにネガティブな影響は見られないとのことです。それどころか、取組方次第ではメリットもあると考えられます。

小規模学校や複式教育におけるデメリットを補う調査・研究をし、他校生徒との交流や教員の加配、子供のうちからロボットやＩＴ技術に触れて自分で学ぶ力を養う新しい時代の教育方法であるＳＴＥＭ教育などの教育方法を含め、少人数の学級におけるよりよい学びの環境を追求していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

以上、２項目について、御答弁お願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　教育長　宇野秀宣君。

○教育長（宇野秀宣君）　おはようございます。

宮嶋健太郎議員から２項目の御質問でございますが、まず１項目めの第１点目、神戸山王まつり支援の在り方に係るワークショップにおける意見について、お答えをいたします。

令和元年度に事業を開始した神戸町文化遺産活用推進事業では、これまで２回のワークショップを開催してまいりました。昨年の12月７日には、様々な方に御参加いただき「これからのまつりについてみんなで考えよう」と題し２回目となるワークショップを開催いたしました。

ワークショップには56名の方が参加され、みこしを維持するためには人とお金が必要となるのでさらなる支援が必要であるという御意見や、みこしのない校区からも祭りの参加者を募り、人と人のつながりをつくり誰もが祭りに参加できる雰囲気をつくるとよいなどといった活発な御意見が出されておりました。

次に、御質問の第２点目、文化遺産活用推進事業の成果と今後の取組についてでございますが、令和元年度に国補助事業の採択を受け３か年事業として取組を始めたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で令和２年度から令和４年度にかけて例大祭が中止となり、事業の縮小を余儀なくされました。このため、国の許可を得て事業期間を延長し、令和５年度までの５か年事業として事業を実施してまいりました。

これまでの実績といたしましては、みこし及び祭礼の調査、記録を行い、ＤＶＤとして取りまとめた記録作成事業や、祭りについての理解を深めていただくための活性化事業として講演会を７回、祭りをどのように盛り上げていくかを町民に考えていただくワークショップを２回開催してまいりました。

また、小・中学生を対象としたみこし体験会を延べ11回開催し、新たに作成したみこしの担

ぎ方を解説したリーフレットを活用しながら、次代を担う子供たちへの周知活動に取り組ました。みこし体験に参加した子供たちからは、みこしの重さへの驚きの声や、みこし体験をきっかけに祭りの本番に参加したいという声が多く聞かれました。

令和６年度につきましては、県の補助を受け事業を実施しておりますが、このような取組を踏まえながら次年度以降も山王まつりを後世へ伝承するため、祭りに関わる様々な団体の方々と共に広く町民の皆さん及び次代を担う子供たちへの啓発活動に取り組み、担い手の育成確保につなげていきたいと考えております。

次に、御質問の第３点目、祭り存続のための支援についてでございますが、さきに述べましたとおり、引き続き祭りの担い手を育成、確保するため、広く祭りの普及啓発に取り組むとともに、今後とも財政的な支援を通じて山王まつりに対する側面的な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

最後に、御質問の第４点目、国重要無形民俗文化財への指定に関してですが、文化財活用推進事業において、みこし及び祭礼の調査、記録を行う記録作成事業を実施しており、今年度中に調査報告書の完成を予定いたしております。

今後は、調査報告書を活用しながら、国重要文化財指定に関する情報収集及び国、県への働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、指定に向けた取組を行うには、祭りに関わる様々な団体の方々をはじめ広く町民の皆様の御理解と御協力が必要となるため、今後とも祭りの普及啓発を継続的に行っていき、国指定に向けた機運の醸成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、宮嶋議員御質問の２項目の第１点目、複式学級になる基準についてですが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき岐阜県教育委員会が定めておりまして、２つの学年の合計人数が15人以下、ただし１年生を含む場合には合計人数が８人以下になると複式学級になると定められております。

次に、御質問の２点目、少人数の学級におけるよりよい学びの環境づくりについてですが、まずもって昨年度９月定例会でも答弁申し上げましたとおり、小・中学校は地域コミュニティーの核としての性格を有しており、現段階で統廃合については考えておりません。

なお、学級が少人数であることのよさとして、個別指導が充実し、教師が一人一人の児童に対しきめ細かい指導ができるという利点があります。また、仮に複式学級になった場合には、異なる学年の児童が同じ教室で学ぶことで自然な形で異年齢交流が促進されることや、自分で学習を進める時間が増え、児童の自主性や自己管理能力が育まれるというよさもあります。このように、少人数の学級や複式学級のメリットを最大限に生かす工夫をすることで、児童の多様な成長を支える環境にできると考えております。

議員御指摘の様々な教育方法についても調査・研究し、今後一層少子化にも対応した活力ある学校づくりを目指していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、宮嶋健太郎議員の御質問に対する答弁といたします。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　御答弁ありがとうございます。

まずは１項目、山王まつり支援の設問それぞれに意見を申し上げます。

⑴番、ガヤガヤ会議でどのような意見が出たかについてですが、町は参加者から貴重な意見を預かりました。小・中学生のみこし体験など、氏子会の協力も得て実現したこともありますが、ぜひその他の意見も真摯に受け止め実現へ向け検討していただきたいです。意見を聞いただけにとどまらず、どのように生かしていくかを御検討いただきたいと思います。

⑵番、文化遺産活用推進事業の成果と今後の動きについては、資料作成や専門の調査を終えたのは大きな成果だと思います。今後も、様々な機会を捉えて新たな事業化の検討を含め、町が祭りを守っていく一翼として今後も継続的な支援をお願いいたします。

⑶番、祭り存続のためにどのように支援していくかについては、みこしを預かる区民の方々は誇りがある一方、運営、管理、維持に対して相当な負担、責任が発生していると聞いております。多くの方から、祭りの存続を危ぶむ声がある以上、関係団体と腹を割って話し合い、町が主導するくらいの気構えで支援をお願いしたいと思います。

⑷国の重文を目指し、町おこしの一助にしてはについては、山王まつりはあくまで神事であり観光に利用するものではないという考え方の方も、積極的に利用すべきという方もいらっしゃり、意見調整が難しいことは私も理解しております。しかし、関係団体で調整ができず譲れない点があるからこそ、摩擦を恐れず、そこに町が調整役として加わり、一つずつ課題解決をしていく必要があるのではないでしょうか。

国の重文化については、資料の作成や専門の調査は終えていくということですので、次は町民の機運の醸成が必要ということになります。私が幾ら国の重文化を訴えていても、氏子会の皆様を含む関係者、町民の皆様がその意義を理解し待ち望んでいただくくらいにならないと実現はできません。

ぜひ、町としても、待つ姿勢ではなく積極的な発信、意見交換の場をつくるなど検討をお願いいたします。

それでは、再質問に移ります。

意見でした、今までは。

県は山王まつりを重要な文化と位置づけていて、私も神戸町にとって欠かすことのできない

宝物だと考えています。他市町では、首長や議員が祭りの前面に立ってイベントとして支援しているところもあります。

藤井町長は山王まつりに非常に熱心に参加されてきた方と聞いていますが、山王まつりの支援をどのように考えられているでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　ありがとうございました。

この神戸山王まつりですね、今宮嶋議員からもお話がありましたように、私も中学校の３年生、15歳から50年以上、毎年欠かさずに関わらせていただいております。ですから、非常にこの神戸まつりを本当に心から愛する一人でございます。

神戸町といたしましては、これまでも側面的な支援ということで財政的なものですね、補助金を出しておりますし、また無形文化財、また大みこしは県の有形文化財でございますので、その辺りに対しても、修理等を補助金を出して支援しているところでございます。

こうしたかいがありまして、神戸町といたしましては、この神事そのものについてはなかなか憲法20条、89条の関係がございますので直接的にはできませんけれども、あらゆる方法でこの山王まつりを取り巻くいろんな行事を通じて支援しておるところでございます。

今回、文化遺産活用推進事業、令和元年度から始まったわけでございますけれども、一つの節目を迎えております。１つは記録作成事業ということでございまして、先ほど教育長の答弁がありましたように、これは一つの事業ということで終わります。

また、もう一つは活性化事業ですね。このほうはこれからもずっと続いていくと思います。国からの補助はなくなりましたけれども、神戸町といたしましては神戸山王まつり活性化委員会というのが同時に立ち上がってございますけれども、その辺りをもう少し組織とかを洗い直していきながらそこに対する補助を考えていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、この４月に行われました山王まつりですけれども、中学生の参加者、いわゆる朝渡りとか試楽、それから本楽の朝渡り渡御、還御にありましても中学生の方が80名以上参加されて、これは本当に非常にいい手応えだというふうに私も見ますし、氏子会の方も何度も何度も役場のほうに足を運んでいただきまして、いろんな御説明とか、また町の考え方、町ができることを一生懸命お話しさせていただいております。

この祭りがいわゆる神戸の20区というか、祭りのみこしに携わっている方だけではございません。いわゆる先ほども合併の問題がありましたけれども、神戸町全体の祭りとして、これから将来ずうっと永続的にこの祭りが続けていけるように、町としても全面的にバックアップできるところだけはバックアップしたいというふうに思っています。

いろんな、たいまつの問題がございましたけれども、この辺りは氏子会のほうで十分に考え

ていただきまして、そこの辺りでの神戸町としての支援ができるところがあれば協議に乗って相談していきたいというふうに思っていますのでどうぞよろしくお願いします。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　ありがとうございます。

確かに、政教分離の観点から行政は神事には直接関わることはできません。しかし、他市町のように、捉え方次第によってはできる支援がまだあるはずです。いろんな団体にそれぞれの思いがあって当たり前で、それに町が関わっていくのは非常に大変なことと思いますが、皆祭りを後世に伝えたい、この祭りを存続させていきたいという思いは同じはずです。ぜひ、藤井町長だからこそ思いつく、できる支援、御英断を期待しております。

さらに、先ほど教育長からも御答弁いただきましたけれども、国の重文化についてですが、国の重文化で、山車は多いんですがみこしでは前例ないというふうに聞いております。こちら、前例がないからこそインパクトがあり、国の重文を目指す意義が大きいのではないかと思っております。ぜひタイミングや他市町との連携も必要ですから、すぐにどうこうできる問題ではありませんが、積極的なトップセールスをよろしくお願いいたします。

次に、２つ目の質問にもありました文化遺産活用推進事業の中の山王まつり活性化委員会で、町全体の祭りにしてはとの意見もあったと聞いておりますが、それについては藤井町長はどうお考えでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　先ほどの答弁の中に一部入っておりましたけれども、町全体の祭りということで考えております。

神戸山王まつり活性化委員会をもう少し進めた組織を、町と、それから氏子会の関係者の方々等、協議しながら新たな組織をつくってもらって、本当に町全体の神戸町の祭りということの位置づけを目指してこれから頑張っていきたいということを思っていますし、何せ神戸町の祭りは、７社のおみこしが何百本のたいまつに囲まれて疾走する。しかも、つり手が途中で変わるという本当に希有な、ほかにはないお祭りでございますので、これを内外にもＰＲ、周知していくためにも、また神戸町の活性化にもつながるというふうにも思っておりますので、町全体の祭りにしていきたいというふうに思っております。

国の重文に対しても、このようなもうすぐ結構立派な報告書ができると思いますので、これも大々的に町から発信して国のほうに伝えていくように協力したいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　地域には、その地域ごとの文化が根づいています。私が在住している柳瀬には打ち囃子保存会があり、私も拍子木打ちとして参加しております。しかし、下宮小学校区以外の方々には存在をあまり知られていないのではと感じています。そして、山王まつりの担ぎ手が不足しているのと同じように、打ち囃子の担い手不足も深刻な問題です。

文化を共有するには、相互理解と尊重する姿勢が大切です。今回の私の質問についても、祭りに関わっている方の中には、みこしを担いだことがない人間が何を言うと批判が出るかもしれません。一方、祭りに関わっていなかった方は、いきなりみこしの担ぎ手や資金負担を求められても尻込みしてしまうのではないかと思います。

ですが、一歩を踏み出さない限り問題が解決されず衰退を招きます。もちろん文化を継承していく上で譲れないところはあるでしょうが、存続のために時代に合わせて変化する。そのためには、よそ者、ばか者、若者の意見が大事だと私は考えます。今までみこしを担いだことのない方も、担いできた方も、まずは上下なく平等に同じテーブルに着き今後の祭りの在り方を考えていくことで、それが必要です。町がそのテーブルを用意、調整する、それが必要なのではないでしょうか。

我が町の祭りとして山王まつりを周知することに加え、地区ごとの伝統、文化を共有し、後継者不足など地域の難しい課題にも町が耳を傾け、地域活性化のために共に動いていこうという姿勢になれば、町全体の祭りにすることも理解いただけるのではないかと私は考えます。ぜひ、町の御尽力、お願いいたします。

それでは、次に第２項目めの児童数減少や複式学級の教育についてに移ります。

まず(2)の学びの環境への意見を申し上げます。

町民の方から、複式学級になった場合の子供の学力が低下しないかと心配の声をいただきました。先ほど紹介した論文によると、複式学級の運営は、デメリットとして、教師による直接指導、その間に学ばせる間接指導による授業の停滞が生じること、間接指導時に適切な助言や指導ができないこと、子供たちの気が散りやすいこと、教材研究が２学年分必要で授業準備の時間がかかること等の難しさ、困難があります。しかし、一方でメリットとして、間接指導時に主体的学習ができること、学年構成によって先行学習や復習ができることなどのプラスの面も示されております。先ほど教育長からも御答弁があったように、様々なメリットもございます。

これらはあくまで全国学力・学習状況調査を理由にした計量的な学力に対する測定における指導のメリット・デメリットを先ほど上げさせていただきましたが、このほかにも人間関係、社会性に関する点の対策は必要です。しかし、保護者の方が心配される学力については、ぜひ

メリットも発信していただきたく思います。

それでは、再質問をいたします。

神戸町における今後の児童数の推移をどう見込んでいるでしょうか。お願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　教育課長　大坪由美君。

○教育課長（大坪由美君）　お答えします。

全国的な状況と同じで、神戸町の児童数も今後徐々に減少していくことを見込んでおります。現在神戸町に在住のお子さんの数を想定しますと、５年後、おおむね２割ほど減少すると見込んでおります。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　もちろん単純ではないんですけれども、５年ごとに0.8ということですと、極端な話ですけれども、複利的にどんどん掛けていきますと10年だと0.64、そして20年だと0.4ぐらいになるということだと思います。非常に、ここ20年で急激な減少が起こり得ると考えられます。

冒頭で申し上げたとおり、児童数の減少は全国的な問題です。人口減少の対策は、前回６月議会でも行っておりますけれども、人口減少から起こる問題を国の問題として棚上げし、今回の教育においても市町村が本気で対策していかない限り、具体的な問題解決にはならないと思っております。

それでは、今後、複式学級になる可能性もあると思われますが、町として具体的にどのような取組を考えていますでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　教育課長　大坪由美君。

○教育課長（大坪由美君）　実際に複式学級を設置しております学校の好事例を参考にしながら、現在、次のような取組を考えております。

まず教職員についてですけれども、加配教員や学校支援員などを配置することで、一つの学級に複数の教職員を配置する、そういった体制を整えてまいります。学習指導については、デジタル教材を活用するなど児童一人一人に合った学習支援を行っていき、また学校間をつなぐオンライン授業を検討してまいります。

また、地域の専門家やボランティアの活用を行うことで課外授業や学習支援を充実させ、児童の社会性やコミュニケーション能力の向上を目指していきたいと考えます。

このように、地域の皆様の協力も得ながら、ぜひ教育環境の充実を整えてまいりたいと考えております。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　先ほどの私の提案に加えて、さらに地域のことも上げていただきました。現在、部活動の地域移行も進められていると認識しておりますけれども、これからはいかに学校に地域の方を巻き込むかというコミュニティ・スクールの考え方が非常に大切になってくると私も考えております。

今回は、第１項目、祭りの問題も、第２項目の教育の問題も、ともに人口減少による弊害の一つではないかと思っております。今までも様々な形で検討されてきたと思われます。それゆえ一朝一夕に何かが変わることは難しいと思っております。

今回の質問をさせていただいたどちらの項目も非常に繊細な問題も含んでおり、細心の注意を持って質問を行ったつもりではありますが、配慮の足らない表現などありましたらおわび申し上げます。変化や摩擦を恐れて現状を維持するのではなく、たとえ非難されることがあろうと、先送りではなく、しっかり火中の栗を拾いに行き決着をつける、そんな姿勢が町には必要なのではないでしょうか。私も覚悟を持ってこれからも議員活動をしてまいります。

今後、これらの難しい問題について、一歩ずつ前に進むことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君の質問を終わり、ここで10時50分まで休憩します。

午前10時32分　休憩

午前10時49分　再開

○議長（飯沼　満君）　休憩を終わり、会議を続けます。

10番　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　10番　鈴木愛子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく２点の項目について一般質問をいたします。

まず第１点目です。

台風10号による被害と今後の対策について。

伊勢湾台風にも匹敵すると予報された過日の台風10号は、全国的にも大きな被害をもたらし、水害の心配は少ないと言われている神戸町でも、東川、杭瀬川の氾濫による避難指示、野菜のハウス栽培が盛んな地域での浸水による被害などを受けました。

地球の温暖化や海水温度の上昇による台風の強大化や、これまであまり経験したことがないような足が遅く迷走する台風は、今後も十分予想されると分析されております。重要なことは、今回の台風は今後の町の防災対策に生かさなければならない多くの示唆を与えていると考えており、その立場から次の４点について見解を求めるものであります。

(1)今回の台風による当町の被害の状況はどうであったのか、お尋ねします。

(2)避難指示の経緯と、今後に生かすべき教訓は何であったでしょうか。

(3)避難情報など、住民に知らせるべき情報は防災無線で周知すべきではないでしょうか。

(4)今後のこうした台風に対する抜本的な対策をどのように考えているのか。

２つ目に移ります。

米の品切れ問題と食料自給率の引上げについて。

異常な物価の高騰が国民生活に重大な、かつ深刻な影響を与えている折、今度は国民の主食とする米が商店で品切れとなる問題が発生しました。どこのスーパーに行っても米がない、農協関係の商店でも30分並んでも５キロしか買えない。どこに行ったら買えるのかという問合せを多くの人から受けております。

この問題は、政府が強弁しているように、間もなく新米が出回るので心配はないという問題では決してない。深刻な事態を受け止めるべきであると思っております。

そこで、２点について質問いたします。

(1)今回の米の品切れという事態を町長はどのように認識しておられるのか。

(2)根本的には、食料自給率が37％という非常に低い政府の農政現状と米の生産調整にこそ問題ありと考えるが、この課題にどう対処しているのか、お尋ねをします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　それでは、鈴木議員の御質問の第１項目め、台風10号による被害と今後の対策についての第１点目、台風による神戸町の被害状況についてでございます。

神戸町では、台風10号の接近により８月31日の土曜日午前10時18分に洪水警報が、また11時10分には大雨（浸水害）の警報が発令されました。本庁舎の屋上に設置してある雨量計では、31日の１日累積雨量は185ミリを記録し、中でも午前10時から午後１時までの３時間の積算雨量は120ミリを観測いたしました。そのため、池田町内にある杭瀬川の支流である東川が越水し、また町内の奥川と平野井川が溢水し、冠水被害が発生いたしました。

神戸町内の被害状況ですが、人的被害及び建物等の浸水被害は確認されておりません。しかしながら、農業被害では、柳瀬地区において小松菜２ヘクタール、小ネギと水稲でそれぞれ１ヘクタールの冠水被害を確認しております。

次に、御質問の２点目、住民の避難状況についてでございますが、杭瀬川市橋観測所の水位計の水位が氾濫危険水位に到達したため、神戸町洪水ハザードマップにおける浸水想定に沿って、奥川の西側の新西保区と更屋敷区の一部８世帯24名に対して、午前10時40分にレベル４の避難指示を発令いたしました。続いて、奥川西保水位計が氾濫開始相当水位を超えたため、奥川の東、新西保区の全域67世帯169名に対して、午後０時50分にレベル３の高齢者等避難を発

令いたしました。

この避難指示により、役場南庁舎と中央公民館を避難所として開設し、自主避難１世帯１名を含む２世帯４名の方々が避難されました。

次に、御質問の第３点目、避難などの情報は防災無線で周知すべきではないのかでございますが、今回の台風による被害情報につきましては、奥川の西側、新西保区と更屋敷区の一部、８世帯の方々と、その２つの区の区長様に対しましては、前日の30日金曜日には前もって避難方法等についての御連絡をさせていただいております。また、31日土曜日の避難指示発令の際には、２地区の区長様に御連絡するとともに奥川の西側８世帯の方に対しては、確実にお伝えできるよう電話にてそれぞれ避難を促しております。さらに、新西保区全域を対象とした高齢者等避難の発令の際には、新西保区全世帯を対象に防災無線にて周知させていただいております。

なお、その他の該当区以外の方については、すぐメール、またごうど情報アプリ、町ホームページ、Ｌアラートにより情報提供をさせていただいております。

議員御質問の町内の全世帯に対し防災行政無線による周知については、今回については混乱等を招くおそれがあることから、避難を必要としている該当地区のみの放送とさせていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

次に、御質問の第４点目、今後こうした台風に対する抜本的な対策をどのように考えているかでございます。

町におきましても、現在、農業被害を中心とした情報収集や職員の巡視体制、防災行政無線等による情報伝達方法をはじめとする防災災害対応に対する問題点や課題を拾い出して検証しているところでございます。

また、岐阜県が主体となり、被害の大きかった大垣市、池田町をはじめ神戸町などの１市４町と学識経験者で構成する西濃地域浸水被害検証委員会がこの９月13日に設置され、浸水被害の原因及び状況、浸水被害軽減に向けた対応方針等についても調査・研究することとなっております。

これらの検証結果等も十分に踏まえながら、今後の町としての対応策について十分協議、検討してまいりたいと思っております。

続きまして、御質問の第２項目め、米の品切れ問題と抜本的課題である自給率引き上げの対策についての第１点目、米の品切れという事態の認識についてでございますが、2023年の猛暑の影響や、インバウンド観光客の増加で米の消費が増えたこと、また南海トラフ地震臨時情報による各家庭の備蓄などにより全国的に米不足の状況であったことは報道等で十分承知しておりますけれども、現在では徐々に解消しつつあると聞いております。

また、実際にスーパーなどの小売店では米が品薄となっており、お店へ行っても買えなかったという声も聞かれ、米の供給が滞っていた状況もあったことも承知しております。

次に、御質問の第２点目、食料自給率が低い政府の農政の現状と米の生産調整への対処についてでございますが、食料自給率の低下については、全国的に農業生産力の低下や高齢化、また若者の農業離れなどが影響していると言われております。その一方で、農林水産省の資料によれば、米の自給率はほぼ100％に近い水準を維持しております。

議員御質問の食料自給率並びに米の生産調整につきましては、国の農業政策に関することでありますので、町といたしましては、今後、この国の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

なお、町といたしましては、持続可能な農業のため、引き続き農業者への支援と農業振興に取り組んでまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、鈴木議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございます。

今回の台風について再質問をいたします。

町としては、台風が来る前日から、もう対応していただいたということで電話連絡も各家にしていたということ、大変御苦労さまでした。そういう点では大変評価します。

このことを受けながら、今後この洪水対策に、何に生かしていけるかという点は、先ほどおっしゃられた県の検証委員会での協議の上だというふうに言われましたが、この検証委員会、１市４町というのは大垣市と、それから池田町と神戸町ですか、どういうふうでしょう、１市４町の。

○議長（飯沼　満君）　産業建設部長　土屋典生君。

○産業建設部長兼企業誘致推進室長（土屋典生君）　先ほどの台風10号の西濃地域の浸水被害の検証委員会でございますが、岐阜県が中心になりまして、岐阜県、具体的には県土整備部、都市建築部、農政部になりまして、関係市町村といたしましては大垣市、養老町、垂井町、神戸町、池田町でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　検証委員会が13日ですから、明日、あさってですね。町としては、どのような対応をされたかをこの中できちんとお伝えするということになるわけですが、先ほど町長の言われた避難指示をされた方の人数とか、そういうことを言われるんですか。検証委員

会ではどういうことをお話しされる予定なんでしょう。

○議長（飯沼　満君）　産業建設部長　土屋典生君。

○産業建設部長兼企業誘致推進室長（土屋典生君）　今回の検証委員会でございますが、検証委員会の目的でございますが、まず今回の浸水被害の発生原因いわゆるメカニズム、浸水被害の状況、これまでの取組による効果、浸水被害軽減に向けた対応方針をいわゆる土木的な見地から検証するものでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　今後も、これから線状降水帯等の関係で、いつどこでそれこそ１か月分の雨が降るかもしれませんので、どうしてもいつも同じ場所で起こるような気がします。そこの早急に工事をしていくとか、何かをしない限りはやはり同じことになるのではないかなと思っておりますので、その辺も強く検証委員会でお話しいただければと思います。

避難された方は非常に少なかったので、案じてはおりましたけど、よかったなと思っております。町長が言われた避難情報も、すぐメール、Ｌアラート、こういったもの、それからネットでというふうですが、これらを使えないような高齢者の人たちは情報が入りません。入るのがテレビのテロップに出ている神戸町新西保、更屋敷一部というようなことが出るだけで、実際に他町から電話が幾つかありました、私のところにも。住まいは全然違います。地域が違いますけど、神戸町で大丈夫だったかというような意見もお聞きしています。更屋敷、新西保というのを御存じない方も数多くあるんじゃないかなと思いますね。そうすると、自分のことのように心配されるので、電話がひっきりなしにかかっても困るだろうということも考えられますが、やはり町民に、皆さんに知らせていく、周知していくことが必要じゃないかなと思います。

先ほど、神戸町の被害状況としては柳瀬地区の野菜のハウス栽培が盛んな地域だったと言われました。その地域は、水がやはり一旦あふれたと思うんです。そうすると、神戸町の知らない方は大垣方面に行くと、そこの道を通れば必ず水に遭うわけです。被害まではいかないにしても、車の水害の中に入っていくということになりますので、例えば防災無線も今この辺が浸水しているから、なるだけ外には出ないように、どうしても出る場合はこの道路は通らないようにというような、そんな防災無線を流すことはできないんでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　危機管理監　河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君）　今の鈴木議員の御質問ですけど、この防災無線につきましては防災情報を迅速に伝えるための重要な手段であると考えております。先ほどの町長の答弁にもありましたように、今現在、神戸町のほうで防災行政無線含めた情報伝達

方法についても検証をしております。

いずれにいたしましても、町としましても町民の生命と財産を守ることは基本的でかつ最も重要な責務であると考えておりますので、引き続き議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと思います。以上であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　再び質問しますが、浸水を想定した場合の土のうとかいうものは、町ではどのくらいの確保がされているんですか。

○議長（飯沼　満君）　危機管理監　河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君）　各避難所のほうにおいて必要な部数は確保しておりますので、以上であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございます。

十分その辺も備蓄のほう、よろしくお願いします。

防災無線のほうも今後の検討ということですので、十分検討していただいて、１つは非常にもう古い防災無線になっていますので、年数が経過していますから雑音等が非常に多くて聞き取りにくいという点もあります。ですから、ここ来年、再来年ぐらいに新しい防災無線を今考えておられるようですので、その辺も十分検討していただいて、よく聞き取りやすいような、あまり雑音があるのは、音を消していらっしゃる方もいますので、そういう点を踏まえていいものを導入していただきたいと思います。

ぜひ検証委員会で、建設関係のことが多いみたいですけれど、堤防のかさ増しとか、それから水の流れを一気に入らないようにするとか、そういうのは建築のプロが考えていらっしゃるはずですので、その辺をよろしくお願いいたしたいと思います。

引き続いて、大きい項目の２つ目についてお尋ねをします。

米のことは、政府がというように町長は言われました。そして、米の自給率は100％だから問題ないかなというふうに一旦取れますが、今回、実はこの３年間で政府は、このように生産量と需要量のすごい幅があるんです。今年度、24年度は661万トンの生産に対し既に702万トン需要がありました。ですからこんな状態になったんですけど、お米は１年間で見ると、11月１日から次の年の10月31日までのものを考えて確保するようになっているんですが、今回、もうすぐ新米が出るから安心してくださいみたいなとんでもない話が出ていますが、新米がこの９月に前倒しで使われると、来年の今頃にはまたなくなるんです。生産調整していますので。

その調整を、私は国会議員ではないのであれなんですが、やっぱり町民が、何人か電話も来、口頭でも言われている中で、これは黙っていられないということで、町長にやはり市長会でこういうことは困ったことがあった。そして、県のほうに言って、県が国に言えるような、そんなルートはあると思うんです。国がやっていることだから大丈夫じゃなくて、実際、現場は非常に大変でした。

徐々に今緩和されてきておりますけれど、それが物価高騰で、米は値上がりしないと思っていたものが今1.3倍になっています。生活が苦しいと言われている中で、米までも高騰しております。そういった意味では、やっぱり政府としては備蓄米を放出させるような手だてをすべきだと思うんですけれど、実は日本共産党の国会議員団が政府に緊急申入れを８月23日にしました。備蓄米の活用も含め、生産者や団体の流通小売業と協力し、店頭に十分な米が回るよう緊急対策を講じてほしいという申入れをしましたが、政府は米の需給が逼迫していると考えていないという、繰り返しそういう答弁でした。とんでもない話、現場を知らないということはこういうことだなあと思います。

神戸町でも、高齢者の方がばらタクで買いにフードセンターに行ったら１つもないと。そうしたら、次のところに行けばまたばらタクのお金をもう一回払わなきゃならない。行き帰り、倍かかるわけですよね。お米が高い上に、また高なるということは、本当にこれ町民が安心して暮らしていくことができない。

町長も答弁には大変困ると思いますが、私は住民の代弁者としては、やはり町長にお願いして、それを国会で言っていただけるような仕組み、県を通じてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　そういった機会があれば、東京にも行きますので、お話しさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、今回の米の需給の逼迫状況は、以前もありましたような大災害とか、いろいろな風評によって引き起こされるものだというふうに思っております。一過性、一時的なものだと私は思っております。日頃からの防災の備蓄用品、食料じゃないですけれども、ある程度の備蓄は備えていただくということと、それからこういった状況になったときに、一気に１人で10キロ、20キロも買うんじゃなくて、買いだめしないということも町民の皆さんに冷静な対応を取っていただくように、そちらのほうのソフト的なお願いといいますか、それも重要だなというふうに思っております。

米の政策については、減反政策を含め、それから100万トンの備蓄についても政府のほうで、農林水産省のほうでいろいろ考えて出されていると思っておりますので、その辺りは一町長が

いろいろ国に対していくよりも、いろいろな国会議員の方もいらっしゃいますし、そちらのほうで行っていただきたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　いろいろ御答弁ありがとうございました。

町長として何をするということはできないというのは、確かに私も分かっていますが、この現状を知っていますかということです。

今回、南海トラフで備蓄しなさいとテレビ、新聞報道でやっておりました。そういう意味では、買いだめもリバウンドも、それから観光需要ですね。その辺も考えられます。そして、一部の業者の、買いあさってそれを高く売るというのもされているのではないかという報道もされています。それはあくまでも予測でありますが、そういった意味では、混乱を招くような政治は駄目だと思うんですよね。だから、神戸町としても何かの手だてがあったら、町民にこちらのほうでお買い求めということも、そんなことも誘導はできませんけれど、ありますよということぐらいはぜひ町として考えていただきたいなあと思います。

農協ではなくて、農事組合のあるところでは自販機でお米が売っているんです。それは農協ではないので、生産者がそういうところに納めて、そこが代理で売っているんですけど、５キロで1,900円なんですよね。でも、そこへ買いに行くには皆さん足もないし、情報もないし、そういうこともありますので、実際に今店頭では3,000円近いような、５キロで2,500円以上しているんです。消費税を入れれば高くなりますので、今度新米が出たら本当に金額的には物すごい高いものになるんだと思っています。

そういった意味では、そんなふうに神戸町の町民が苦しまないで、ぜひいい策を考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君の質問を終わり、これをもって一般質問を終わります。

○議長（飯沼　満君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時18分　散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和６年９月11日

議　会　議　長　　飯　　沼　　満

署　名　議　員　　宮　　川　　一　　美

署　名　議　員　　宮　　嶋　　三　　郎

令 和 6 年 第 4 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 3 号 ）

令和 6 年 9 月12日（木曜日）

議　事　日　程（第３号）

令和６年９月12日（木曜日）午前９時30分開議

日程第１　議 第 42号　地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例の制定について

日程第２　議 第 43号　神戸町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第３　議 第 44号　神戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第４　議 第 45号　神戸町水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第５　議 第 46号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第２号）

日程第６　議 第 47号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議 第 48号　令和５年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第８　議 第 49号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第９　議 第 50号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10　議 第 51号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11　議 第 52号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12　議 第 53号　令和５年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13　議 第 54号　令和５年度神戸町水道事業会計決算の認定について

日程第14　議 第 55号　（仮称）ごうど児童館改修工事の請負契約について

日程第15　議 第 56号　防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約について

日程第16　議 第 57号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第17　議 第 58号　教育委員会委員の任命について

日程第18　派遣第１号　議員派遣について

日程第19　派遣第２号　議員派遣について

出席議員（１０名）

議　長	飯　沼　　満　君	副議長	小　川　榮　一　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
３　番	宮　嶋　健太郎　君	５　番	西　脇　博　文　君

6　番	林　　利　雄　君	7　番	宮　嶋　三　郎　君
9　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	副　町　長	金　指　義　樹　君
教　育　長	宇　野　秀　宣　君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河　出　真　志　君
民生部長兼 健康福祉課長	石　原　宏　一　君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土　屋　典　生　君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小　野　　健　君	会計管理者兼 税務課長	藤　井　徳　明　君
まちづくり 戦略課長	和　藤　潤　司　君	住民保険課長	末　村　春　美　君
子ども家庭課長	清　水　利　恵　君	建設課長	堀　　智　君
産業環境課長	佐　藤　森　行　君	上下水道課長	立　木　正　一　君
教育課長	大　坪　由　美　君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹　下　政　文	書　　記	前　田　有　香

午前９時30分　開議

○議長（飯沼　満君）　皆さん、おはようございます。

昨日もお話ししましたが、非常に暑い中ですけれども、体調管理には十分御注意いただいて、また週末には天候が荒れるようなことも言っております。日本の政治も非常に荒れておりますが、行くところへ行き着くかなあとは思っております。

では、これより本日の会議を開きます。

議第42号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第１、議第42号　地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第42号　地域経済牽引事業の促進に係る神戸町固定資産税の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議第43号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第２、議第43号　神戸町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第43号　神戸町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第44号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第３、議第44号　神戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鈴木議員。

○１０番（鈴木愛子君）　反対の立場で討論いたします。

政府や厚生労働省も認めているように、マイナンバーカードの取得は任意です。当然、マイナ保険証も任意ですが、持っていない人には資格確認書が交付をされます。現行の保険証で受診していて困っている人がいるでしょうか。マイナ保険証の利用率は、伸びてきたとはいえ24年７月の利用率は11.13％にとどまりました。残りの88.87％の方が従来の保険証を選択しています。

マイナ保険証は申請や更新が必要であり、更新のし忘れなどで保険料を支払っていても無保険扱いになることは国民皆保険制度の根幹を揺るがします。現行の保険証を廃止することは反対をいたします。

○議長（飯沼　満君）　ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

宮川一美君。

○９番（宮川一美君）　私は賛成の立場から討論を行います。

今回の改正は、国民健康保険法が改正され、マイナンバーカードと被保険者証とを一本化し従来の被保険者証が廃止されるため、神戸町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

従来の被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法に規定のある被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条例が削除されたため、本条例で規定している

被保険者証の返還に応じない場合の罰則について削除するとともに、引用条項の変更に伴う整理を併せて行うものであり、どの市町村においても国の法改正に伴い所要の改正を行うものであります。

以上のことを踏まえ、賛成し、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（飯沼　満君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

この採決は起立により行います。念のため、申し上げます。起立されない場合は反対とみなします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。よって、議第44号　神戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第45号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第４、議第45号　神戸町水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第45号　神戸町水道給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第46号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第５、議第46号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

西脇博文君。

○５番（西脇博文君）　それでは、質問を２点させていただきたいと思います。

補正予算書、まず10ページのほうでございますけれども、款の８土木費、項の02道路橋りょう費、その目の２道路新設改良費ということで2,000万円が計上されております。こちらのほう、県の道路についての町の補助というふうに認識しておりますが、具体的にどこの道路の部分か教えていただけますでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　建設課長　堀　　智君。

○建設課長（堀　　智君）　場所ですが、西座倉地内の県道岐阜巣南大野線の道路改良工事でございまして、２車線から４車線化する道路改良工事でございます。

場所につきましては、大野町の境から約400メーター南側のところまでの整備区間となっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（飯沼　満君）　西脇博文君。

○５番（西脇博文君）　ありがとうございます。

今、400メーターというお話がございましたけれども、ちょっと距離的なものははっきり分かりませんけれども、今神戸のほうから行きますと１車線から２車線に変わったところが大野町地内であるかというふうに思っております。それは西座倉の住宅が何件か並んでおって、そこから北へ伸びていっておる道かと思うんですけれども、これは神戸大橋から下りたところから４車線化の工事をやるための費用という認識でよろしいでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　建設課長　堀　　智君。

○建設課長（堀　　智君）　西座倉の集落の北側、手前側になりまして、現在工事着手しておる土地区画整理事業の範囲内の区間となります。

〔挙手する者あり〕

○議長（飯沼　満君）　西脇博文君。

○５番（西脇博文君）　ありがとうございます。

それでは、もう一点御質問させていただきます。

ページ、ちょっと戻っていただきますけれども、７ページ、こちらのほうで款の02総務費、項の01総務管理費、目の04財産管理費、こちらのほうで25万円ということで、不動産鑑定評価業務委託料ということで町が土地を購入する予定ということが、初日に町長さんのほうから説明いただいたわけですけれども、その説明の中で防災倉庫としてその土地を購入したいという

ふうな話がございました。

実際、私もその場所を見てきまして、なかなか狭い土地ではありますけれども、そこに防災倉庫を建設するというのもありかなとは思うんですけれども、その辺については決定事項という認識でよろしいでしょうか。もしも決定していないということであれば、またそこはそことして防災倉庫として使用して、また別途大きなそれなりの車の搬入搬出できるような広い土地も必要になるかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　総務部長　河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君）　今の西脇議員のお答えをさせていただきます。

そちらの場所は避難所としております中央公民館、町民体育館という隣接というところもありますので、今現在、防災用の備蓄倉庫の設置という方向で今進めております。以上であります。

○議長（飯沼　満君）　ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第46号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

議第47号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第６、議第47号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第47号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議第48号から議第54号までについて（討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第７、議第48号　令和５年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第８、議第49号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第９、議第50号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議第51号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議第52号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議第53号　令和５年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議第54号　令和５年度神戸町水道事業会計決算の認定について、以上７議案、一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております７議案についての委員長報告は、お手元の報告書のとおりであります。よって、委員長報告は会議規則第41条第３項の規定により省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

これより、議第48号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第48号　令和５年度神戸町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第49号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第49号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議第50号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第50号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第51号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第51号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第52号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第52号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第53号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第53号　令和５年度神戸町学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第54号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。よって、この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第54号　令和５年度神戸町水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議第55号及び議第56号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第14、議第55号　（仮称）ごうど児童館改修工事の請負契約について、日程第15、議第56号　防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約について、以上２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　それでは、本日採決を賜ります中の工事の請負契約、２議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、日程第14、議第55号　（仮称）ごうど児童館改修工事の請負契約についてです。

次のとおり、請負契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記として、１．契約の目的、（仮称）ごうど児童館改修工事。

２．契約の方法、指名競争入札。

３．契約の金額、２億5,960万円、落札率は98.9％です。

４．契約の相手方、揖斐郡池田町八幡1041番地、太陽工業株式会社、代表取締役　岡崎時彦でございます。

１枚おめくりをいただきまして、参考資料がつけでございます。

１．工事の場所は、神戸町大字八条地内、ふれあいセンター内であります。

２．工期は、議会議決の日から令和７年７月10日、令和６年度から令和７年度にかけての２か年の継続事業であります。

３．工事の概要は、まず令和６年度には建築内部工事、電気設備工事、機械設備工事を行いまして、令和７年度には外壁工事、屋上防水工事、外構工事を行います。

児童館を現在のふれあいセンター１階に整備するための改修工事でありまして、併せまして屋上の防水工事及び外壁タイル等の改修工事も実施するものであります。

次に、日程第15、議第56号　防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約についてです。

提案文につきましては、前議案と同様でございますので省略をさせていただきます。

記として、１．契約の目的、防災行政無線（同報系）設備更新工事。

２．契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札。

３．契約の金額は、４億5,650万円、落札率は97.1％であります。

４．契約の相手方、大垣市加賀野４丁目１番地10、中央電子光学株式会社大垣支店、支店長伊藤直樹でございます。

１枚おめくりをいただき、参考資料がつけてございます。

１．工事の場所は、神戸町一円でございます。

２．工期は、議会議決の日から令和８年３月６日、こちらも令和６年度から令和７年度にかけての２か年の継続事業であります。

３．工事の概要は、令和６年度には親局無線（本体）設置工事、屋外子局（拡声器）設置工事を行いました、令和７年度には戸別受信機の設置工事を行ってまいります。

現在の防災行政無線は運用開始から20年が経過しておりまして、現行のアナログ方式からデジタル方式へと移行させるとともに、情報配信をより効果的かつ効率的に行うための設備の更新工事を行ってまいります。

以上、工事請負契約の２議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（飯沼　満君）　これより議第55号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第55号　（仮称）ごうど児童館改修工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第56号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第56号　防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

議第57号及び議第58号について（提案説明・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第16、議第57号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第17、議第58号　教育委員会委員の任命について、以上２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　それでは、人事案件の２議案でございます。

初めに、日程第16、議第57号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、[redacted]氏名、加藤卓俊さん、[redacted]

[redacted]でございます。

３年の任期が令和６年９月23日に満了となるため、再任をお願いするものでございます。現在２期目でございます。任期は令和６年９月24日から令和９年９月23日までです。

次に、日程第17、議第58号　教育委員会委員の任命についてです。

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、[redacted]氏名、竹中照真さん、[redacted]です。

４年の任期が令和６年９月30日に満了となるため、再任をお願いするものでございます。現在４期目でございます。任期は令和６年10月１日から令和10年９月30日までの４年間です。

以上、よろしくお願い申します。

○議長（飯沼　満君）　お諮りします。２議案は質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、２議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。議第57号議案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第57号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りします。議第58号議案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第58号　教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

派遣第１号について（報告）

○議長（飯沼　満君）　日程第18、派遣第１号　議員派遣についてを議題とします。

会議規則第128条第１項の規定により、別紙のとおり委員を派遣したので報告します。

派遣第２号について（採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第19、派遣第２号　議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本案は、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、派遣第２号　議員派遣については、原案のとおり決定しました。

○議長（飯沼　満君）　以上で、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和６年第４回神戸町議会定例会を閉会します。

慎重審議、誠に御苦労さまでした。

午前10時02分　閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和６年９月12日

議　会　議　長　　飯　沼　　満

署　名　議　員　　宮　川　一　美

署　名　議　員　　宮　嶋　三　郎